

重 要

2018 年度

返還のてびき

— 2018 年 10 月から 2019 年 9 月貸与終了者用 —

皆さんからの返還金は、後輩の奨学金として活用されます。
最後まで責任を持って返還しましょう。

・本冊子は返還完了まで大切に保管し、利用してください。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

目 次

返還のてびき ダイジェスト	1
I 貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）	
1. 貸与奨学金返還確認票の確認	5
2. 口座振替（リレー口座）加入手続き（「預・貯金者控」コピーの提出，記入方法，取扱金融機関）	14
II 第一種奨学金（無利息）の返還	
1. 定額返還方式による返還（割賦方法，返還期日，返還期間（回数），返還月額，返還方式の変更）	16
2. 所得連動返還方式による返還（割賦方法，返還期日，返還月額，返還が困難な場合，被扶養者となった場合）	18
III 第二種奨学金（利息付き）の返還	
1. 定額返還方式による返還（割賦方法，返還期日，返還期間（回数），返還月額）	21
2. 利息と利率（利息，利率，増額貸与を受けた場合の利率の算定方法，利率の見直し時期等）	22
IV 返還中の各種届出	
1. 住所・電話番号等の変更（スカラネット・パーソナルによる転居・改姓・勤務先等の変更，転居・改氏名・勤務先（変更）届）	24
2. 連帯保証人変更届，保証人変更届	24
3. 本人以外の連絡先（機関保証）の変更	26
4. 振替用口座の変更	26
V 返還が困難になった場合（救済制度）	
1. 減額返還	27
2. 返還期限猶予	31
3. 猶予年限特例（2017年度以降採用者）または所得連動返還型無利子奨学金（2012～2016年度採用者）の返還期限猶予	35
VI 在学している場合（在学猶予）	
1. 入学した場合	39
2. 奨学金を辞退した場合	40
3. 留年（休学）により卒業期が延期された場合	40
4. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合	40
VII 返還の免除	
1. 死亡による免除	41
2. 精神または身体の障害による免除	41
3. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除（2004年度以降の採用者）	41
VIII 返還が滞った場合	
1. 人的保証の場合（延滞金の賦課，督促，個人信用情報機関への登録，法的処理）	44
2. 機関保証の場合（延滞金の賦課，督促，個人信用情報機関への登録，代位弁済の請求と実行，保証料の返戻）	45
IX その他	
1. 繰上返還	50
2. 返還期間（回数）の変更	50
3. 返還金の充当順位（第一種奨学金の場合・第二種奨学金の場合）	51
4. 振替案内	51
5. 返還完了のお知らせ	51
6. 外国に在留している期間の返還（外国送金の留意点・外国から送金する場合の金融機関）	51
X 各種願出用紙	53
機構からの情報提供について	
1. スカラネット・パーソナル	72
2. 日本学生支援機構（JASSO）のホームページ	72
寄附金募集のご案内	72
スカラネット・パーソナルにご登録ください。	73

返還のてびき ダイジェスト

貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）は？（5頁～15頁、24頁～26頁参照）

(1) 「貸与奨学金返還確認票」の確認

学校から配付される「貸与奨学金返還確認票」に記載された借りた金額、期間、返還する金額、氏名・住所等、保証の種類および返還の方法を確認してください。

確認すべきこと

借りた金額	借りた期間	返還する金額	氏名・住所等
保証（人的・機関）の種類	返還の方法		

(2) □座振替（リレー口座）加入の手続き

奨学金の返還は、□座からの振替（引き落とし）により行います。返還のてびきに差し込まれている「□座振替（リレー口座）加入申込書」をもって、金融機関の窓口で□座振替の手続きを行い、「□座振替（リレー口座）加入申込書」の「預・貯金者控」のコピーを学校に提出してください。

(3) 住所・電話番号等の変更があった場合の各種届出

在学中に住所・電話番号等の変更、連帯保証人等の変更があった場合は、在学している学校に申し出てください。

いつから返還が始まるの？（16頁、21頁参照）

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）から返還が開始します。

※□座振替加入後、「□座振替（リレー口座）加入通知」で返還開始月や返還の明細をお知らせします（3月に貸与終了した場合は、8月上旬頃に送付します）。

毎月の返還日（引き落とし日）はいつ？（16頁～17頁、21頁参照）

(1) 月賦返還の場合：毎月27日に、□座からの引き落としにより返還します。

(2) 月賦・半年賦併用返還の場合：毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に月賦と半年賦の合計額を、□座からの引き落としにより返還します。

※27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

※毎年1回、返還残額と次回□座から引き落としとなる金額を記入した「振替案内」を送付します。

月賦返還

毎月決まった額を27日に返還する。

月賦・半年賦返還併用返還

月賦分・・・返還額の半分について、毎月決まった額を27日に返還する。

半年賦分・・・返還額の半分について、1月と7月の27日に月賦分に合わせて返還する。

第一種奨学金（無利息）の返還方法は？（16頁～20頁参照）

2017年度以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方から、採用時に「定額返還方式」または「所得連動返還方式」のどちらかの返還方式を選択しています（2016年度以前に採用された方の返還方式は、定額返還方式のみです）。

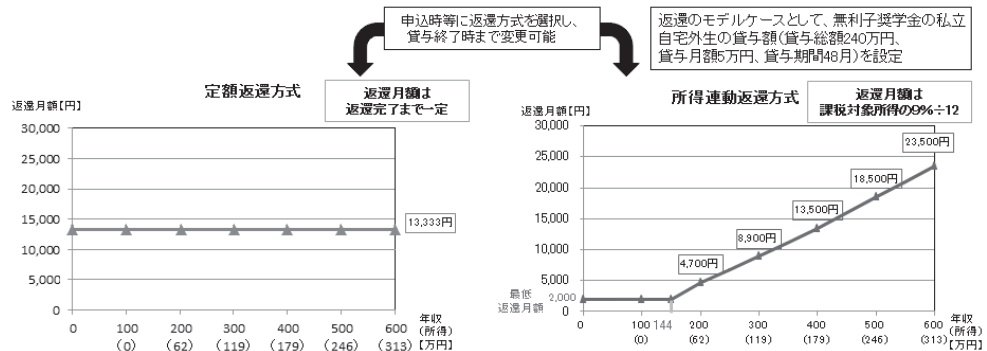
(1) 定額返還方式（16～17頁参照）

借りた金額に応じて毎月の返還金額が決まります。

(2) 所得連動返還方式（17～19頁参照）

- 前年の課税対象所得に応じて、毎月の返還金額が決まります。
- 返還方法は月賦返還のみ（月賦・半年賦併用返還はできません）。
- 保証制度は機関保証のみ（人的保証は選択できません）。

定額返還方式／所得連動返還方式での返還イメージ



第二種奨学金（利息付き）の返還方法は？（21頁～23頁参照）

(1) 返還方式

借りた金額に応じて毎月の返還金額が決まる「定額返還方式」のみとなります。

(2) 利息

第二種奨学金は利息が付き、借りた金額と利息の合計金額を返還します。

(3) 利率

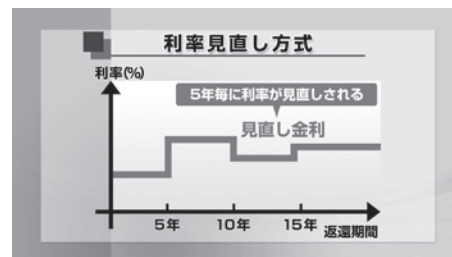
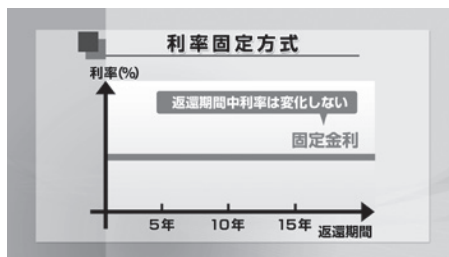
利率の計算方法は2つあります。奨学金申込み時にどちらか選択しています。

① 利率固定方式

貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。

② 利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率を、返還期間中におおむね5年ごとに見直します。



住所・電話番号等が変更になったときは？（24 頁～ 26 頁参照）

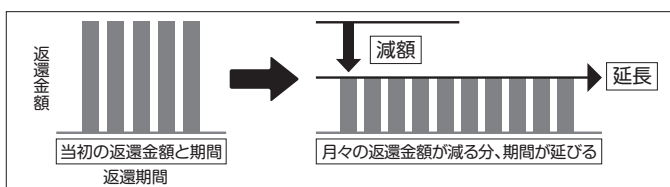
- (1) 本人・連帯保証人・保証人および本人以外の連絡先（機関保証）の住所・電話番号等に変更があった場合は、必ず届出してください。
- (2) 住所・電話番号の変更はスカラネット・パーソナル（72 頁参照）から届出可能です。

返還が難しくなったときは？（27 頁～ 38 頁参照）

奨学生本人が、経済困難、失業、傷病、災害等の事情により返還が困難になった場合のために、下記の救済制度があります。

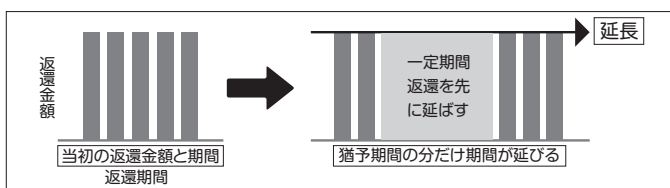
(1) 減額返還（2017 年度以降採用者で「所得連動返還方式」を選択した方は申請できません）

「返還誓約書」等で約束した返還月額での返還は困難であるが、減額すれば返還できる場合、1 回あたりの返還月額を 1/2 もしくは 1/3 に減額して返還できる制度です。減額返還適用期間に応じて返還期間を延長して返還します。適用期間は最長 15 年（180 か月）です。



(2) 返還期限猶予

一定期間返還を先に延ばす場合に願い出る制度です。適用期間は通算 10 年（120 か月）です。



返還を延滞したときは？（44 頁～ 49 頁参照）

(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった返還月額（第二種奨学金の場合は、利息を除く）に対し、年（365 日あたり）5%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

(2) 返還の督促

人的保証制度選択者が延滞すると、連帯保証人や保証人へ延滞していることをお知らせし、請求・督促を行います。

(3) 個人情報情報機関への登録

返還開始から 6 か月経過後に延滞が 3 か月以上になった場合、個人情報情報機関に延滞者として登録する対象となります。一度登録されると、返還状況は毎月更新され、登録された情報は返還完了から 5 年後に削除されます。

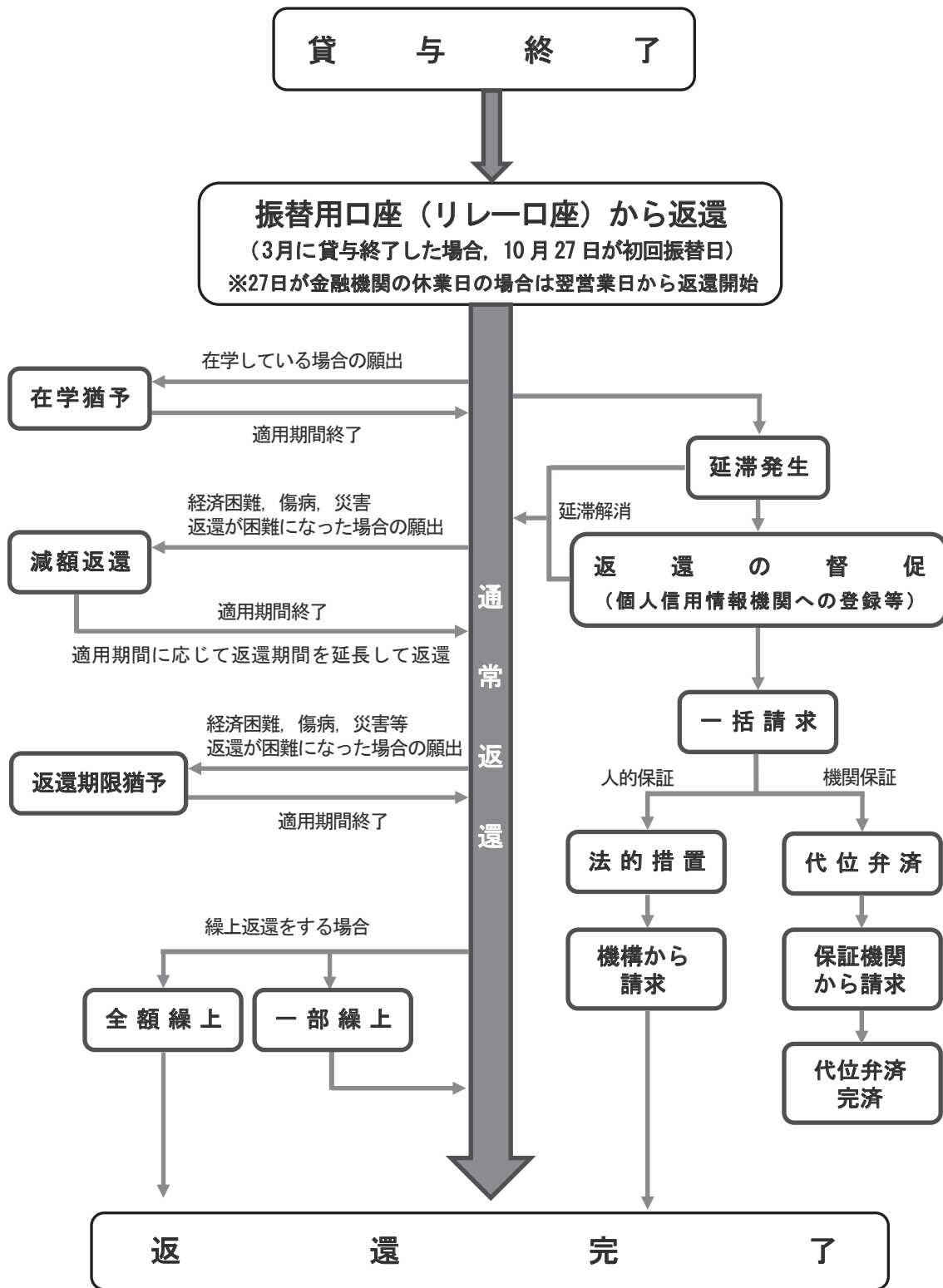
(4) 法的処理

人的保証制度選択者で延滞が解消されない場合、返還残額の一括返還を請求すると共に、支払督促を申し立てる等、法的手続きをとることがあります。

(5) 代位弁済

機関保証制度加入者が延滞した場合、一定期間の督促後、保証機関に返還残額を請求し、保証機関が機構に返還残額を支払い、以降は保証機関から返還者に請求を行います。保証機関が返還者の代わりに返還残額を支払っても、返還者の返済の義務はなくなりません。

〈貸与終了から返還完了まで〉



貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）

- 「貸与奨学金返還確認票」の確認
- 口座振替（リレー口座）加入の手続き
- 住所・電話番号等の変更があった場合の各種届出

1. 貸与奨学金返還確認票の確認

奨学生採用時に返還誓約書を提出している方は、奨学金の貸与が満期となる年度の後半または奨学金の貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」（6頁～13頁参照）が交付されます。

〔内容確認等について〕

- (1) 借入金額・貸与の状況・返還の条件（目安）等を確認してください。
 ※疑問等があれば、貸与を受けた学校に申し出てください。
 ※第一種奨学金と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金については、「貸与奨学金返還確認票」が発行されません。返還誓約書【本人控用】にて確認を行ってください。
- (2) 保証区分が人的保証の場合は、奨学生本人・連帯保証人・保証人、機関保証の場合は、奨学生本人・本人以外の連絡先の記載事項に変更がないかを確認してください。
 ※連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先として届けられている方に必ず確認してもらってください。
- (3) 記載事項に変更や追加がある場合は、以下のとおり手続きしてください。
 【貸 与 中】学校に申し出てください。
 【貸与終了後】スカラネット・パーソナルや所定の様式等を用いて、速やかに機構へ届け出てください。詳細は、24頁「IV 返還中の各種届出」を参照してください。
- (4) 73頁の所定欄にあなたの「貸与奨学金返還確認票」を貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

【参考】貸与奨学金返還確認票の見本

(1) 第一種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

<奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第一種：無利息
- ・保証区分 人的保証：連帯保証人および保証人の保証を受ける制度

<借用金額>

一つの奨学生番号で借用した金額（元金）の合計です。月額の変更をした場合も、反映されています。ただし、第一種と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金は、含まれていません。

記載はありません（*印字）。

●【第一種人的保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

平成 30 年 8 月 29 日

借用金額 ● ￥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	615-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学					
	在学学校	日本学生支援大学									
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 1-0-7									
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000							
	フリガナ	モコウジエコ									
	氏名	機構 順子									
		平成 8 年 10 月 27 日生	性別	女							
貸与の状況	貸与期間	2015年4月～2019年3月	貸与回数	48回	貸与月額	51000円					
		2015年4月～2015年9月				2448000円					
		2015年10月～2016年3月				円					
		2016年4月～2019年3月				円					
返還の条件（目安）	月賦返還	返還期日	毎月27日	返還回数	180回	初回割賦金	13600円	割賦金	13600円	最終割賦金	13600円
	*1	月賦返還選択時の総支払額	2448000円								
	併用返還	月賦分	毎月27日	180回	6800円	6800円	6800円				
	2	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	40800円	40800円	40800円				
		併用返還選択時の総支払額	2448000円								
	月賦返還	返還期日	毎月27日	返還回数	***回	初回割賦金	***円	割賦金	***円	最終割賦金	***円
	月賦返還選択時の総支払額	***円									
	併用返還	月賦分	毎月27日	***回	***円	***円	***円				
	半年賦分	毎年1・7月の27日	***回	***円	***円	***円					
	併用返還選択時の総支払額	***円									

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に応じた形で提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

<返還の条件（目安）>

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払額等を確認してください。

<貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額等を確認してください。

<奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民票の住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別等です。

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「連帯保証人」です。
- ②返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「保証人」です。

「所得連動返還型無利子奨学金制度」の方は、
 「所得連動返還型無利子奨学金」と印字されています。なお、2017年度以降採用者で
 猶予年限特例の方は「猶予年限特例」と印字されています（35頁～36頁参照）。


[所得連動返還型無利子奨学金]

連帯保証人	住所 〒162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町 107
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ 機構 一郎 続柄 父
	氏名 機構 一郎
	昭和 36 年 2 月 2 日生
勤務先	(株) 奨学建設 電話番号 03-0000-1111
保証人	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4丁目 5-29
	電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ 奨学 花子 続柄 おば
	氏名 奨学 花子
	昭和 42 年 4 月 4 日生
勤務先	(有) 機構商店 電話番号 03-0000-3333
***	住所 〒 -
***	*****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
***	フリガナ 続柄 氏名 ***** ** 年 ** 月 ** 日生

(返還開始に際してのお願い)

- 返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
- 口座振替（リレー口座）加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書（預・貯金者控）1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
- 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。

学校番号	104900	★
区 分	00	
学部学科	2006	
学籍No.	123456	



2018/08/29
000001(2015/07)

(2) 第二種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

<奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第二種：利息付き
- ・保証区分 人的保証：連帯保証人および保証人の保証を受ける制度

<借用金額>

一つの奨学生番号で借用した金額（元金）の合計です。
月額の変更をした場合も、反映されています。

【第二種人的保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

平成 30 年 8 月 29 日

借用金額 ￥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	815-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学
	在学校	日本学生支援大学				
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-17				
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000		
貸与の状況	貸与期間	平成 8 年 10 月 27 日生		性別	女	
	2015 年 4 月～	2019 年 3 月	貸与月数	48 月	貸与月額	50000 円
	年 月～	年 月				2400000 円
	年 月～	年 月				円

返還の条件（目安）	月賦返還	返還期日	毎月27日	返還回数	180回	初回割賦金	16769 円	割賦金	16769 円	最終割賦金	16917 円
	月賦返還*1	月賦返還選択時の総支払額	(利息込み)								3018568 円
		月賦分	毎月27日	180回	8384 円	8384 円	8516 円				
	併用返還*2	併用返還選択時の総支払額	(利息込み)								3019908 円
併用分		毎月27日	30回	50355 円	50355 円	50361 円					

償還された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定のため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知をご確認ください。

【参考】平成30年8月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.33%、増額貸与部分は年0.53%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

月賦返還	返還期日	毎月27日	返還回数	180回	初回割賦金	13688 円	割賦金	13688 円	最終割賦金	13868 円
月賦返還	月賦返還選択時の総支払額	(利息込み)								2464020 円
	月賦分	毎月27日	180回	6843 円	6843 円	7068 円				
併用返還	併用返還選択時の総支払額	(利息込み)								2464167 円
	併用分	毎月27日	30回	41073 円	41073 円	41085 円				

ご依頼いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含め）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報のうち保証書に必要情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

<返還の条件（目安）>

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払額等を確認してください。また、登録されている利率の算定方法（「利率固定方式」または「利率見直し方式」）が印字されていますので、こちらも確認してください。

<貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額等を確認してください。

<奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民票の住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別等です。

I 貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）

II 第一種奨学金（無利息）の返還

III 第二種奨学金（利息付き）の返還

IV 返還中の各種届出

V 返還が困難になった場合（救済制度）

VI 在学している場合（在学猶予）

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「連帯保証人」です。
- ②返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「保証人」です。

連帯保証人	住所 〒162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ キコウ イチロウ 続柄 父
	氏名 機構 一郎 ① 勤務先 昭和 36 年 2 月 2 日生 (株) 奨学建設 電話番号 03-0000-1111
保証人	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4丁目 5-29
	電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ ケイガク ハナコ 続柄 おば
	氏名 奨学 花子 ② 勤務先 昭和 42 年 4 月 4 日生 (有) 機構商店 電話番号 03-0000-3333
***	住所 〒 -
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** フリガナ 続柄
***	氏名 ***** ** 年 ** 月 ** 日生

(返還開始に際してのお願い)

1. 返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
2. 口座振替(リレー口座)加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書(債・貯金者控)1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
3. 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。



104900

2018/08/29
000001(2015/07)

学校番号	104900	★
区分	00	
学部学科	2006	
学籍No.	123456	

(3) 第一種奨学金 機関保証の場合

<奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第一種：無利息
- ・保証区分 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

<借用金額>

一つの奨学生番号で借用した金額（元金）の合計です。月額の変更をした場合も、反映されています。ただし、第一種と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金は、含まれていません。

記載はありません（*印字）。

●【第一種機関保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

平成 30 年 8 月 29 日

借用金額 ● ￥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	615-XX-XXXXXX	CD 9	採用種別	在学
	在学学校	日本学生支援大学			
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7			
	電話番号	03-0000 0000	携帯電話番号	080-0000 0000	
貸与の状況	貸与期間	平成 8 年 10 月 27 日生		性別	女
	2015 年 4 月～2019 年 3 月	貸与回数	48 回	貸与月額	51000 円
返還の条件（目安）	月賦返還	返還期日	毎月27日	返還回数	180 回
	*1	月賦返還選択時の総支払額		初回割賦金	13600 円
	併用返還	月賦分	毎月27日	割賦金	13600 円
	2	併用返還選択時の総支払額		最終割賦金	13600 円
返還が困難になった場合（救済制度）	月賦返還	返還期日	毎月27日	返還回数	*** 回
		月賦返還選択時の総支払額		初回割賦金	*** 円
	併用返還	月賦分	毎月27日	割賦金	*** 円
		半年賦分	毎年1・7月の27日	最終割賦金	*** 円

ご存続いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

<返還の条件（目安）>

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払額等を確認してください。

<貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額等を確認してください。

<奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民票の住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別等です。

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「本人以外の連絡先」です。
- ②記載はありません(*印字)。

2017年度以降採用者で、「所得連動返還方式」を選択した方は〔所得連動返還方式〕と印字されています。


〔所得連動返還型無利子奨学金制度〕の方は、〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されています。なお、2017年度以降採用者で猶予年限特例の方は〔猶予年限特例〕と印字されています(35頁～36頁参照)。

[所得連動返還型無利子奨学金]

本人以外の連絡先	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4丁目5-29 電話番号 03-0040-2222 携帯電話番号 080-9999-9399 <small>フリガナ 和野 次郎</small> 続柄 父 氏名 機構 次郎 ① 昭和 48 年 1 月 1 日生 勤務先 ***** 電話番号 *****
***	住所 〒 - ***** 電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** <small>フリガナ</small> 続柄 氏名 ***** ② ** 年 ** 月 ** 日生 勤務先 ***** 電話番号 *****
***	住所 〒 - ***** 電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** <small>フリガナ</small> 続柄 氏名 ***** ** 年 ** 月 ** 日生

(返還開始に際してのお願い)

- 返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
- 口座振替(リレー口座)加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書(預・貯金者控)1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
- 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。


 104900

2018/08/29
 000001(2015/07)

学校番号	101900	★
区分	00	
学部学科	2006	
学籍No.	123456	

(4) 第二種奨学金 機関保証の場合

<奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第二種：利息付き
- ・保証区分 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

<借入金額>

一つの奨学生番号で借用した金額（元金）の合計です。月額の変更をした場合も、反映されています。

● 【第二種機関保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

平成 30 年 8 月 29 日

借用金額 ● ￥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	815-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学
	在学学校	日本学生支援大学				
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7				
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000 0000		
貸与の状況	貸与期間	平成 8 年 10 月 27 日生	性別	女		
	2015 年 4 月～	2019 年 3 月	貸与月数	48 月	貸与月額	50000 円
	年 月～	年 月				貸与総計
	年 月～	年 月				2400000 円

返還の条件 (目安)	返還期日	毎月 27 日	返還回数	180 回	初回割賦金	16769 円	割賦金	16769 円	最終割賦金	16917 円
	月賦返還	*1 月賦返還選択時の総支払額 (利息込み) 3018568 円								
	併用返還	月賦分 毎月 27 日	180 回	8384 円	8384 円	8516 円				
	併用返還	半年賦分 毎年 1・7 月の 27 日	30 回	50355 円	50355 円	50361 円				

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定なため、表の条件（目安）は、上限利率の年 3.0%（借入部分のみ、年 3.2%）で仮算定しています。算定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に返還される減額にて確認ください。

【参考】平成 30 年 8 月貸与終了者に実際に適用された利率（年 0.33%、借入部分のみ、年 0.53%）で計算した場合の返還額（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返還期日	毎月 27 日	返還回数	180 回	初回割賦金	13688 円	割賦金	13688 円	最終割賦金	13868 円
月賦返還	月賦返還選択時の総支払額 (利息込み) 2464020 円								
併用返還	月賦分 毎月 27 日	180 回	6843 円	6843 円	7068 円				
併用返還	半年賦分 毎年 1・7 月の 27 日	30 回	41073 円	41073 円	41085 円				
併用返還	併用返還選択時の総支払額 (利息込み) 2464167 円								

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重積受給の防止等のために陸会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

<返還の条件 (目安) >

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払い額等を確認してください。また、登録されている利率の算定方法（「利率固定方式」または「利率見直し方式」）が印字されていますので、こちらも確認してください。

<貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額等を確認してください。

<奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民票の住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別等です。

I 貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）

II 第一種奨学金（無利息）の返還

III 第二種奨学金（利息付き）の返還

IV 返還中の各種届出

V 返還が困難になった場合（救済制度）

VI 在学している場合（在学猶予）

I 貸与終了時にやらないこと（手続き）

II 第一種奨学金（無利息）の返還

III 第二種奨学金（利息付）の返還

IV 返還中の各種届出

V 返還が困難になった場合（救済制度）

VI 在学している場合（在学猶予）

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「本人以外の連絡先」です。
- ②記載はありません（*印字）。

本人以外の連絡先	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4丁目 5-29
	電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 080-9999-9999 フリガナ 機構 次郎 続柄 父
	氏名 機構 次郎 ①
	昭和 48 年 1 月 1 日生
	勤務先 ***** 電話番号 *****
***	住所 〒 - *****
	電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** フリガナ 続柄
	氏名 ***** ②
	** 年 ** 月 ** 日生
	勤務先 ***** 電話番号 *****
***	住所 〒 - *****
	電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** フリガナ 続柄
	氏名 *****
	** 年 ** 月 ** 日生

(返還開始に際してのお願い)

- 返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
- 口座振替（リレー口座）加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書（預・貯金者控）1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
- 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。

学校番号	104900	★
区 分	00	
学部学科	2006	
学籍 No.	123456	

2018/08/29 000001(2015/07)

2. 口座振替（リレー口座）加入手続き

奨学金の返還は、口座振替（引き落とし）により行います。所定の「口座振替（リレー口座）加入申込書」で手続きすることで返還を迅速、確実に行うことができます。**必ず全員が加入しなければなりません。**

(1) 加入手続きおよび「預・貯金者控」のコピーの提出

「貸与奨学金返還確認票」の交付後、金融機関の窓口へ「口座振替（リレー口座）加入申込書」を提出して加入手続きを行い、学校が指示する期日までに金融機関から受け取った「預・貯金者控」のコピーを学校に提出してください。

【注意】

- 金融機関から、様式3の「預・貯金者控」のみを受け取ってください。その際に、「取扱店の受付印」が押されていることを確認してください。
- 奨学金を受けていた口座を振替用口座として利用する場合でも、加入手続きが必要です。
- 他の奨学生番号で、すでに口座振替（リレー口座）に加入済の場合も、今回貸与終了する奨学金について再度加入手続きをしてください（加入済の口座と今回手続きをする口座の預・貯金者名が同一の場合は、今回の加入口座に統一されます）。

(2) 記入方法

「口座振替（リレー口座）加入申込書」の記入例については15頁を参照してください。

【記入上の注意】

- 記入例を参考にして、黒のボールペンで丁寧に記入してください。また、押印漏れのないことを確認してください。
- 奨学生本人以外の預・貯金口座でも申し込みができます。
- 共通記入欄は必須項目です。記入漏れのないことを確認してください。
奨学生番号、生年月日等の記入漏れがあると、個人の特定ができません。また、郵便番号の記入漏れは通知未着の原因になりますのでご注意ください。なお、「住所」欄には貸与終了後に郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。
- 勤務先が決まっている場合は、必ず記入してください。加入手続き後に勤務先が決まった場合は、スカラネット・パーソナル（72頁～73頁参照）または「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（様式は54頁）により必ず届け出てください。
- 「口座振替（リレー口座）加入申込書」には、今回貸与終了する奨学生番号を記入してください。併用貸与で、貸与終了年月が同じである場合は、第二種奨学金の奨学生番号を記入してください。なお、第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金）の貸与を受けた場合は、第一種奨学金の奨学生番号を記入してください。
- フリガナの姓と名は1字あけ、濁点・半濁点は1字として記入してください。
- 「口座振替（リレー口座）加入申込書」に記載されている注意事項も併せて参照してください。

(3) 取扱金融機関

ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会および一部の漁業協同組合

※取り扱っていない金融機関

外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等）、一部の信用組合

【参考】口座振替（リレー口座）加入申込書記入例（ゆうちょ銀行の場合）

【ゆうちょ銀行確認用】

- 通帳に記載されている記号・番号を記入。
- ゆうちょ銀行に届け出ている住所を記入。

【金融機関確認用】

- 通帳に記載されている番号を記入。
- 金融機関に届け出ている住所を記入。

【日本学生支援機構連絡用】

- 共通記入欄は必ず記入してください。
- 郵便物が確実に届く住所を記入（郵便番号、アパート・マンション名、部屋番号も正しく記入してください）。
- 電話番号について固定電話がない場合は、固定電話の欄にも携帯電話の番号を記入。
- 勤務先について
 - 勤務（内定）している会社名等を記入し、電話番号は代表番号等を記入。
 - 進学等で引き続き在学する場合は、「在学」に✓を記入し、勤務先は記入しない。
 - 勤務先が未定の場合は、「就職活動中または無職」に✓を記入。
- ※勤務先が確定したら、スカラネット・パーソナルから変更手続きを行うか、「転居・改氏名・勤務先（変更）」を提出してください。
- 辞退・退学等で貸与を終了した方は、チェックボックス「□」にチェック（✓）を記入。

様式1 日本学生支援機構奨学金返還 自動払込利用申込書 預金口座振替依頼書 (金融機関用)

ゆうちょ銀行 御中 (貯金者→ゆうちょ銀行→貯金事務センター)

私は、日本学生支援機構奨学金を私名義の下記口座から自動払込により返還したいので申し込みます。
 ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

私印欄 (機) 印鑑欄 (機) 受付印 (機)

1 6 6 2 7 1 2 3 4 0 0 1 2 3 4 5 6 7

フリガナ キコウ シュンゴ

氏名 機構 順子

住所 東京 府県 新宿区市谷本村町 10-7 ハイツ市谷 101 号

TEL 0 3 - XXXXX - XXXXX

金融機関 御中 (貯金者→取扱金融機関)

私は、日本学生支援機構奨学金の返還を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので、裏面の預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。

本機構コード 6 3 8 9 金融機関コード 店コード 預金種目 (振替日) 割賦金支払月の27日 (休業日の場合は翌営業日)

取扱金融機関名 および支店名 振替日 口座番号 (右つめて記入してください)

フリガナ 氏名 住所 都道府県 TEL 携帯番号

奨学生番号 6 1 5 - XX - XXXXXXXX 生年月日 昭和 年 × 月 × 日

フリガナ キコウ シュンゴ

氏名 機構 順子

住所 東京 府県 新宿区市谷本村町 10-7 ハイツ市谷 101 号

学 勤務先 (内定先) × × 商事 株式会社

学 籍 番号 1 X 0 8 × 9 9 9 - 2

※金使 用 関 連 (本欄送付事由) (備考) 変更 届 出 期 間

1. 奨学金取引なし (備考) 振込開始月 年 月 日から

2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義)

3. 印鑑相違

4. その他()

① (全額) H30.8.85

※口座番号・奨学生番号は、正確に記入してください。

奨学生番号の記入例
 (例) 615-xx-xxxxxx

奨学生番号 6 1 5 - XX - XXXXXXXX

訂正する場合
 一枚目の様式1⇒訂正印(届出印)が必要。
 二枚目の様式2⇒訂正印は不要。

今回貸与終了する奨学生番号を記入してください。
 併用貸与の場合は、第二種の奨学生番号を記入してください。

I 貸与終了時にやらないこと(手続)

II 第一種奨学金(無利息)の返還

III 第二種奨学金(利息付)の返還

IV 返還中の各種届出

V 返還が困難になった場合(救済制度)

VI 在学している場合(在学猶予)

II

第一種奨学金（無利息）の返還

1. 定額返還方式による返還

定額返還方式とは、貸与総額に応じて決定された一定の金額で返還する返還方式です。

(1) 割賦方法

返還誓約書で月賦返還または、月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）のいずれかを選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

(2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）の27日が初回返還日です。毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に月賦分と半年賦分の合計額を引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還期間（回数）

貸与総額を「奨学金返還年数算出表」に定める「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」（小数点以下切り捨て）の12倍の回数です。なお、併用返還の半年賦分の返還回数は、貸与総額を「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」の2倍の回数です。

【例. 貸与総額 2,160,000 円の場合】

月賦返還・・・2,160,000円÷150,000円=14.4年 14年×12=168回
併用返還・・・月賦分 2,160,000円÷150,000円=14.4年 14年×12=168回
半年賦分 2,160,000円÷150,000円=14.4年 14年×2=28回

割賦方法		返還期日	返還期間（回数）
月賦返還		毎月27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の12倍の回数
併用返還	月賦分	毎月27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の12倍の回数
	半年賦分	1月および7月の27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の2倍の回数

※第一種奨学金と第二種奨学金を併せて貸与を受けた場合

貸与終了年月が同じ場合、それぞれの借用金額を合計して返還回数を算出します。

【奨学金返還年数算出表】

貸与総額	割賦金の基礎額	貸与総額	割賦金の基礎額
200,000円以下	30,000円	1,300,001円～1,500,000円	110,000円
200,001円～400,000円	40,000円	1,500,001円～1,700,000円	120,000円
400,001円～500,000円	50,000円	1,700,001円～1,900,000円	130,000円
500,001円～600,000円	60,000円	1,900,001円～2,100,000円	140,000円
600,001円～700,000円	70,000円	2,100,001円～2,300,000円	150,000円
700,001円～900,000円	80,000円	2,300,001円～2,500,000円	160,000円
900,001円～1,100,000円	90,000円	2,500,001円～3,400,000円	170,000円
1,100,001円～1,300,000円	100,000円	3,400,001円以上	総額の20分の1

(4) 返還月額

「返還月額」とは、奨学金の返還にあたり約定で決められた毎月（半年賦分は1・7月のみ）返還しなければならない金額（割賦金）です。

貸与総額および割賦方法により算出された返還回数で月賦分，半年賦分を均等に返還します。

割賦方法別による返還月額【例. 貸与総額 2,160,000 円，10月から返還開始】

返還月 割賦方法		返還月										最終月	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
月賦		12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,881
併用	月賦分	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,524	
	半年賦分				38,571						38,571	38,583	

(5) 返還方式の変更

2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、定額返還方式から所得連動返還方式（18頁参照）への変更をすることが可能です。

① 保証制度

機関保証制度を選択していることが条件となっています。人的保証制度を選択している方は機関保証制度に変更する必要があります。機関保証制度への変更の際には、保証料を保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に一括で支払う必要があります。

② 変更手続き

所得連動返還方式への変更を希望する場合は、以下の書類を機構が指定する宛先に、簡易書留で提出してください（簡易書留に係る郵便料金は奨学生本人の負担となります）。

〔提出書類〕

- a 「第一種奨学金返還方式変更届（返還者用）」または「第一種奨学金返還方式変更届 兼保証の変更依頼書」（未成年の場合は、親権者の署名・押印が必要）
- b 「マイナンバー提出書」
- c 番号確認書類（「個人番号カード」等のコピー）
- d 身元確認書類（運転免許証，学生証等のコピー）

所得連動返還方式にかかる保証変更や申請書類（「第一種奨学金返還方式変更届（返還者用）」，「第一種奨学金返還方式変更届 兼保証の変更依頼書」，「マイナンバー提出書」）については、奨学金返還相談センター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

※所得連動返還方式の返還月額は、機構ホームページ「奨学金貸与・返還シミュレーション」で試算できます。

※延滞している場合や口座未加入の場合は、返還方式の変更はできません。

2. 所得連動返還方式による返還

所得連動返還方式とは、前年の課税対象所得に応じて返還月額が決まる返還方式です。2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、この方式を選択することができます。

所得に応じた返還月額となるため、所得が少ない場合は定額返還方式と比べて少ない返還月額となることがあります。また、所得が多い場合は定額返還方式と比べて多い返還月額となることがあります。

返還月額に応じて返還期間が変わります。例えば、定額返還方式と比べて少ない返還月額であれば返還期間は定額返還方式と比べて長くなり、多い返還月額であれば返還期間は短くなります。ただし、返還が必要な総額は定額返還方式と変わりません。

(1) 割賦方法

月賦返還のみとなります。月賦・半年賦の併用返還はできません。

(2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）の27日が初回返還日です。毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還月額

毎年、前年の課税対象所得に応じて10月から翌年9月までの返還月額が決まります。

なお、返還月額の最低金額は2,000円となります。

①返還初年度		②返還2年目（以降）	
10月	9月 10月		9月
<input type="text"/>		<input type="text"/>	

① 返還初年度（返還開始から最初の9月まで）の返還月額

返還初年度は、定額返還方式により算出した返還月額（1円未満の端数は切り捨て）の半額が返還月額となります。ただし、算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。また、定額返還により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、願い出により月額2,000円に変更することが可能です（20頁参照）。

※返還初年度の期間は、返還開始翌月以降の最初の9月までとなります（最長12か月（10月～翌9月）、最短1か月（9月のみ））。

② 返還月額の見直し（返還開始翌月以降の10月）後の返還月額

ア. 返還月額の見直し時期

最初の返還月額の見直しを返還開始翌月以降の10月に行い、その月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還となります。初回の返還月額の見直し以降は、前年の課税対象所得が確定する6月以降に、機構が個人番号（マイナンバー）を利用して取得した前年の課税対象所得で返還月額を算出し、10月から翌年9月まで算出された返還月額で返還します。

なお、個人番号(マイナンバー)が利用できない場合は、機構から課税証明書の提出を求める場合があります。

奨学生本人が被扶養者(20頁参照)の場合は、奨学生本人と扶養者の課税証明書の提出が必要です。

【初回の返還月額見直しの時期の例】

- ・2018年9月に貸与終了の場合⇒2019年4月から返還開始、2019年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度			②返還2年目(以降)	
2019年 4月	2019年 9月	2019年 10月	2020年 9月	

- ・2019年3月に貸与終了の場合⇒2019年10月から返還開始、2020年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度			②返還2年目(以降)	
2019年 10月	2020年 9月	2020年 10月	2021年 9月	

- ・2019年6月に貸与終了の場合⇒2020年1月から返還開始、2020年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度			②返還2年目(以降)	
2020年 1月	2020年 9月	2020年 10月	2021年 9月	

イ. 返還月額の算定

前年の課税対象所得に9%をかけた額が10月から翌年9月までの要返還額となり、12で割った額(1円未満の端数は切り捨て)が返還月額になります。ただし、算出された額が2,000円未満となる場合は、2,000円が返還月額となります。

なお、返還月額の算定は、所得連動返還方式を選択した奨学金ごとに行います。

【注意】

返還月額の最低金額は2,000円です。前年の収入・所得が0円の場合でも、返還月額は0円になりません。

【初回の見直し以降の返還月額の算出方法】

〈課税対象所得に応じた返還月額の例〉

- ・年収200万円(課税対象所得62万円)⇒返還月額 4,650円
($620,000 \times 9\% \div 12 = 4,650$ 円)
- ・年収300万円(課税対象所得119万円)⇒返還月額 8,925円
($1,190,000 \times 9\% \div 12 = 8,925$ 円)

- ・ 年収 400 万円（課税対象所得 179 万円）⇒返還月額 13,425 円
 $(1,790,000 \times 9\% \div 12 = 13,425 \text{ 円})$

③ 最終返還月額

返還の最終年度において、算出により決定した返還月額により返還した結果、返還残額が返還月額未満となった場合、当該返還残額を最終の返還月額に加えるものとします。ただし、返還残額が 100 円以上である場合、返還回数を 1 回増やし、当該返還残額が最終の返還月額となります。

(4) 返還が困難な場合

返還が困難な場合は、以下の制度を願い出ることができます。

① 返還初年度における最低返還月額

返還初年度において、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、願い出により最低返還月額 2,000 円で返還することができます。証明書類等は不要です。申請書類の提出および手続きの詳細については、奨学金返還相談センター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

② 返還期限猶予（31 頁～ 32 頁参照）

返還が困難な場合は、定額返還方式と同様に、返還期限猶予を願い出ることができます。

【注意】

所得連動返還方式では課税対象所得に応じて返還月額が設定されるため、減額返還制度（27 頁～ 28 頁参照）の適用はありません。

また、延滞している方、口座未加入の方は、最低返還月額 2,000 円による返還の申請はできません。

(5) 被扶養者（※）となった場合

返還中に返還者が被扶養者となった場合又は被扶養者である場合は、返還者と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。そのため、扶養者の課税証明書・「マイナンバー提出書」と「個人番号カード」等のコピーを同封して、本機構指定の宛先に簡易書留により提出する必要があります（簡易書留に係る郵便料金は奨学生本人の負担となります）。詳細は通知や機構ホームページ等でお知らせします。

※地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者および同項第 8 号に規定する扶養親族（ただし、2019 年 1 月 1 日以降は、同項第 7 号に規定する同一生計配偶者および同項第 9 号に規定する扶養親族）をいう。

【注意】

- 奨学金の貸与が終了した後は、所得連動返還方式から定額返還方式への変更はできません。
- 以下の場合は、所得連動返還方式を選択していても、定額返還方式により算出した返還月額での返還となります。
 - ・ マイナンバー提出書等、機構の定める書類を提出しなかった場合
 - ・ 海外長期滞在等により、機構が課税対象所得を把握できなかった場合
 - ・ 課税証明書等の提出を求められたにもかかわらず、機構の定める期限までに提出しなかった場合
 - ・ 被扶養者となった際に、返還者と扶養者の課税対象所得の合計を元に算出した返還月額が定額返還方式により算出した返還月額を超える場合

1. 定額返還方式による返還

第二種奨学金の返還方式は、貸与総額に応じて毎月の返還金額が決まる定額返還方式のみとなります。

(1) 割賦方法

返還誓約書で月賦返還または、月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）のいずれかを選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

(2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）の27日が初回返還日です。以降、毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に月賦分と半年賦分の合計額を引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還期間（回数）

貸与総額を「奨学金返還年数算出表（17頁参照）」に定める「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」（小数点以下切り捨て）の12倍の回数です。なお、併用返還の半年賦分の返還回数は、貸与総額を「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」の2倍の回数です。

・第一種奨学金と第二種奨学金を併せて貸与を受けた場合

貸与終了年月が同じ場合、それぞれの借用金額を合計して返還回数を算出します。

(4) 返還月額

貸与総額および割賦方法に応じた返還回数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息（23頁参照）を返還回数で除した額を上乗せした額を返還します。なお、併用返還の場合は貸与総額を二分し、月賦分、半年賦分の返還月額をそれぞれの返還回数により算出します。

割賦方法別による割賦金【例. 貸与総額 2,400,000 円, 利率年 3%, 10 月から返還開始】

返還月 割賦方法		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	最終月
		月賦	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	
併用	月賦分	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,516
	半年賦分				50,355						50,355	

2. 利息と利率

(1) 利息

第二種奨学金は、利息付きです。在学中は無利息ですが、貸与期間終了の翌月 1 日から利息が発生します。また、初回返還期日までの期間に据置期間利息が発生します。

なお、返還期間猶予中の期間については利息は発生しません。

〔据置期間利息〕

ア. 月賦返還の場合

貸与期間終了の翌月 1 日から初回返還期日の前月 27 日までの利息

〔例〕 貸与期間終了 2019 年 3 月、初回返還期日 2019 年 10 月 27 日の場合

据置期間 2019 年 4 月 1 日～2019 年 9 月 27 日

イ. 半年賦返還の場合（併用返還のうち）

貸与期間終了の翌月 1 日から初回返還期日の 6 か月前の月の 27 日までの利息

〔例〕 貸与期間終了 2019 年 3 月、半年賦初回返還期日 2020 年 1 月 27 日の場合

据置期間 2019 年 4 月 1 日～2019 年 7 月 27 日

【注意】

在学猶予（39 頁～40 頁参照）を適用した後も据置期間利息が発生します（月賦の場合、在学期間終了の翌月 1 日から在学猶予終了後の初回返還期日の前月 27 日まで）。

(2) 利率

利率の算定方法は、奨学生に採用された年度によって異なります。

① 利率算定方法（利率固定方式、利率見直し方式）の選択

利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます（奨学金振込中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます）。いずれの方式も、基本月額に係る利率は年 3% が上限です。直近の利率は、機構ホームページでご確認ください。

なお、利率の算定方法は、貸与終了する一定期間前まで変更ができます。

② 「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

ア. 利率固定方式

貸与終了時点で決定した利率（※）が返還完了まで適用されます。将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

イ. 利率見直し方式

貸与終了時点で決定した利率（※）を、返還期間中おおむね 5 年ごとに見直します。将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

※「貸与終了時点で決定した利率」とは、奨学金の交付に充てた資金の借り換えに充てる財政融資資金（第二種奨学金の財源として国から借り入れた資金）の利率を指します。財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します。

(3) 増額貸与を受けた場合の利率の算定方法

私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する方または法科大学院に在学する方が、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率、および入学時特別増額貸与奨学金を受けた方の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりとします。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します
(3%が上限です)。

増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします。

(4) 利率の見直し時期等

利率見直し方式を選択した場合の利率の見直しは、おおむね下表のとおり行われます（返還期間によっては、見直しが第3回目まで行われずに返還完了になることがあります）。

ただし、見直した利率の適用開始日は、在学猶予期間および返還期限猶予期間については当該期間分が先送り、減額返還の場合は減額返還適用期間分が先送りとなります。

利率を見直した際は、新たに決定した利率および返還月額を文書でお知らせします。

2018年4月から2019年3月までに貸与が終了した方の場合

利率の見直し回数	利率の決定時期	適用開始日	適用終了日
初回	貸与終了の翌月1日(※)	貸与終了の翌月1日	2024年3月27日
見直し第1回目	2023年12月	2024年3月28日	2029年3月27日
見直し第2回目	2028年12月	2029年3月28日	2034年3月27日
見直し第3回目	2033年12月	2034年3月28日	返還完了日

※ただし、3月の利率の決定時期は「貸与終了の翌月1日」ではありません。2019年3月満期者については、2019年3月7日に利率が決定します。

※2019年4月以降に貸与終了した方は2020年3月満期者と同時に利率を見直すため、見直し時期が上表の記載より1年遅くなります。

以下の場合、届出が必要になります。

- 住所・電話番号等に変更があった場合
- 連帯保証人、保証人を変更する場合
- 本人以外の連絡先（機関保証）を変更する場合
- 返還金を引き落とすための振替用口座を変更する場合

1. 住所・電話番号等の変更

住所・電話番号等に変更があった場合は速やかに届け出てください。届出がない場合、機構からの重要な通知が届かなくなり、延滞金が賦課される原因になる等、大変不利益なことも生じます。

また、転居の場合は機構に届け出るとともに、必ず郵便局に転居届を提出してください。

なお、貸与中（まだ、在学中で奨学金の振込が終了していない）の場合は下記（1）～（2）による届出ではなく、在学している学校に申し出てください。

（1）スカラネット・パーソナルによる転居・改姓・勤務先等の変更

本人・連帯保証人・保証人および本人以外の連絡先（機関保証）の方の転居・改姓・勤務先等の変更についての届出は、スカラネット・パーソナルで行ってください（72頁～73頁参照）。

（2）転居・改氏名・勤務先（変更）届（電話番号変更を含む） 様式は 54 頁

変更の届出は郵送・FAXでも受け付けます。変更する対象者（例えば、連帯保証人の住所変更届出の場合は「連帯保証人」）に○をつけて提出してください（提出先は53頁参照）。変更する対象者が複数名（本人と連帯保証人、本人と本人以外の連絡先（機関保証）等）の場合は、それぞれの分を作成して提出してください。

また、変更の届出は奨学金返還相談センターでも受け付けます。

【注意】

- a 「転居・改氏名・勤務先（変更）届」では口座名義の変更はできません。金融機関に名義変更を届出のうえ、奨学金返還相談センターまたは機構へ、郵送・FAXで連絡してください。
- b 機構に届け出た個人番号（マイナンバー）が変更となった場合は、手続用紙をお送りしますので奨学金返還相談センターへ電話してください。

2. 連帯保証人変更届、保証人変更届 様式は 55 頁, 56 頁

連帯保証人、保証人の死亡等で、別の方に変更する場合に用います。変更する場合は、速やかに郵送で届け出てください（提出先は53頁参照）。

なお、貸与中（まだ、在学中で奨学金の振込が終了していない）の場合は下記（1）～（4）による届出ではなく、在学している学校に申し出てください。

(1) 連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑登録証明書および収入に関する証明書類(源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)を添付してください。

(2) 保証人を変更する場合

新たに保証人となる方が自署・押印をし、印鑑登録証明書を添付してください。

(3) 4親等以内の親族でない方を連帯保証人・保証人にする場合、または65歳以上の方を保証人にする場合

貸与総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる方であれば選任できます。その場合は、2.(1)・(2)の他に、奨学生番号ごとに「返還保証書」(様式は57頁)および資産等を証明する書類(源泉徴収票・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの)・所得証明書等(すべて直近のもの・コピー可))を提出してください(提出先は53頁参照)。

(4) 「第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)」および「第二種奨学金(海外)」の貸与を受けた方で、連帯保証人・保証人を変更する場合

専用の届出用紙があります。巻末の様式は使用せず、機構ホームページから様式をダウンロードするか、奨学金返還相談センターに請求してください(提出先は53頁参照)。

【参考1】連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人	原則として、父母・兄弟姉妹またはおじ・おば等を選んでください。
保証人	父母以外の、本人および連帯保証人と別生計の方で、原則4親等以内の65歳未満の親族(兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等)を選んでください。
共通	<p>① 未成年者・学生・債務整理中の方等保証能力がない方は認められません。</p> <p>② 奨学生本人の配偶者(婚約者を含む)は認められません。</p> <p>③ 平成14年度以降に採用された奨学金にかかる届け出の場合、次のア・イのいずれかに当てはまるときは、下記【参考2】の書類に加えて「返還保証書」および収入・資産等の証明書類の添付が必要です(返還総額の返還を確実に保証できる収入・資産のある方を選任していただくこととなります)。</p> <p>ア 4親等以内の親族でない方を連帯保証人・保証人にする場合</p> <p>イ 届出の時点で65歳以上の方を保証人にする場合</p> <p>④ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に奨学生本人が、満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。</p>

【参考2】新連帯保証人・新保証人の届出時の必要書類

新連帯保証人	<p>① 印鑑登録証明書(コピー不可)</p> <p>② 収入に関する証明書類(コピー可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得の場合…所得証明書または源泉徴収票等 ・給与所得以外の場合…所得証明書または確定申告書(控)等
新保証人	① 印鑑登録証明書(コピー不可)

※証明書類は、変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを添付してください。

3. 本人以外の連絡先（機関保証）の変更 様式は 59 頁

機関保証制度加入者が「本人以外の連絡先」として届け出ている方を、**別の方に変更する場合**に使用します。変更する場合は、速やかに郵送で届け出てください（提出先は 53 頁参照）。

なお、機構が本人と連絡を取れない場合、電話等によって「本人以外の連絡先」に本人の住所や電話番号等を照会することがありますので、新たに「本人以外の連絡先」となる方に対しては、あらかじめ役割をよく説明して承諾を得てください。なお、「本人以外の連絡先」となる方は債務者でないため、その方に返還状況等をお知らせすることはありません。

また、すでに届け出ている方の**住所等に変更があった場合**は、この様式ではなく、スカラネット・パーソナルで変更するか（72 頁～73 頁参照）、「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（様式は 54 頁）で届け出てください（提出先は 53 頁参照）。

ただし、貸与中（まだ、在学中で奨学金の振込が終了していない）の場合は、在学している学校に申し出てください。

4. 振替用口座の変更

金融機関、口座番号を変更する場合は、改めて加入手続きを行ってください。

手続きは、**郵送**で手続きを行う方法と**金融機関の窓口**で行う方法の 2 種類があります。申込用紙は機構ホームページから請求またはダウンロードしてください。郵送用の申込用紙は機構ホームページからダウンロードできます。機構ホームページからの請求が困難な場合は、奨学金返還相談センターに電話で請求するか、機構宛に郵送・FAX で請求してください（53 頁参照）。

なお、新口座への変更は、金融機関での手続き後 1～2 か月程度かかります。変更後は、新口座からの振替日を「振替開始のお知らせ」で通知します。新口座からの振替が開始されるまでは、旧口座からの振替になりますので解約しないでください。

【注意】

奨学生番号が 2 つ以上あり、複数の口座や、預・貯金者名の異なる口座からの返還を希望する場合は、奨学金返還相談センターまでお問い合わせください。

I 貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）

II 第一種奨学金（無利息）の返還

III 第二種奨学金（利息付）の返還

IV 返還中の各種届出

V 返還が困難になった場合（救済制度）

VI 在学している場合（在学猶予）

- 経済困難、失業、傷病、災害など返還できない事情が生じた場合、返還月額の変額または返還期限の猶予といった救済制度があります。
- 返還総額は、減額返還制度、返還期限猶予制度ともに変わりません。

1. 減額返還 (当初の約束どおりの返還は困難であるが返還月額を減額すれば返還できる場合)

事情により当初の約束どおりの返還月額での返還は困難であるが、返還月額を減額すれば返還できる場合、当初の返還月額を 1/2 もしくは 1/3 に減額して、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還します (1/2 に減額した場合は 6 か月分の返還月額を 12 か月で、1/3 に減額した場合は 4 か月分の返還月額を 12 か月で返還)。

1 年ごとに願い出て、最長 15 年 (180 か月) まで適用可能です。

「奨学金減額返還願」(様式は 65 頁～66 頁)、証明書 (29 頁～30 頁参照)、「チェックシート」(様式は 67 頁～68 頁) およびマイナンバー関係書類 (69 頁～70 頁参照) を調べて、希望月の前々月末日までに、機構に願い出てください (提出先は 53 頁参照)。ただし、返還開始より 1 年以内 (貸与終了または在学猶予終了の翌年に当年度の証明書が発行されるまで) の初回申請時に限り、証明書の提出は不要です。

- (1) 返還予定総額は変更されません。
- (2) 延滞になる前に速やかに提出をお願いします。希望月の前々月末日までに願い出てください。
- (3) 「奨学金減額返還願」において、減額返還方法 (通常返還月額を 1/2 に減額する方法または 1/3 に減額する方法) と減額返還の適用期間 (1 回の願い出で最長 12 か月) を選択してください。開始年月を指定する場合は、実際に返還が開始する月 (2019 年 3 月卒業の場合は 2019 年 10 月) 以降の 12 か月以内の期間となります。
- (4) 「奨学金減額返還願」や証明書等に不備がある場合は返送します。
- (5) 減額返還を願い出る場合、希望する月の 4 か月以上前に提出があった場合は返送となります (例えば希望する減額返還の開始月が 10 月の場合、7～8 月頃にご提出ください)。
- (6) 審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き当初の約束どおりの返還月額の請求・督促が行われます (証明書の添付がない等、願い出に不備があった場合、減額返還は認められません)。
- (7) 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額 (税込) 325 万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額 (必要経費等控除後) 225 万円以下

ただし、上記の収入 (所得) 基準額を超える場合でも、32 頁の (控除項目) に該当し、控除後の金額が収入 (所得) 基準額以下となる場合は、減額返還を願い出ることができます (控除の条件や金額等の詳細は機構ホームページで確認してください)。なお、機構ホームページに別途掲載の「控除計算表」および「控除に関する証明書」も併せて提出が必要です。

- (8) 証明書等でわからないことがありましたら、機構ホームページ等を参照してください。

- (9) 減額返還中でも、当初の約束どおりの返還月額での返還に戻すことができます。当初の約束どおりの返還月額での返還再開を希望する月の前月末日までに、「奨学金減額返還短縮願」（様式は 71 頁）を機構に提出してください（提出先は 53 頁参照）。
- (10) 減額返還の願い出にあたって、マイナンバーを提出する必要があります（既に機構にマイナンバーを提出済みの方は、再度提出する必要はありません）（69 頁～ 70 頁参照）。

【注意】

- a 2017 年度以降採用者で「所得連動返還方式」の返還方法を選択している方は、対象になりません。
- b 延滞している場合は対象になりません。願い出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です（延滞している場合、延滞を解消することにより願い出が可能になります）。
- c 返還方法は、口座振替による月賦返還に限ります。併用返還の方は、減額返還開始と同時に自動的に月賦返還となり、減額返還の終了後も月賦返還が継続します。
- d 「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していない場合は申請できません。複数の奨学生番号を持っている方は、奨学生番号ごとに「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。
- e 減額返還適用中に 2 回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用が取り消しになり、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金が賦課されます。
- f 3 か月以上延滞した場合は、個人情報情報機関に延滞者として登録され、返還完了まで情報が更新されます。また、返還完了後も 5 年間は情報が登録されています。延滞しないように気をつけてください。

減額返還

減額返還の証明書一覧

- 年間収入・所得金額の基準は、所得証明書等の年間収入金額(税込)が325万円以下(給与所得以外の所得を含む場合は所得金額が225万円以下)です。
- 減額返還の証明書は、所得証明書等(ア〜ウ)の証明期間が在学中となる場合(新卒(退学)及び在学猶予切れ等)と、所得証明書等(ア〜ウ)が発行されない場合(外国居住)を除き、以下の「基本」欄のア〜ウ又は失業中の欄の証明のいずれかが審査対象となります。
- 「マイナンバーで省略可能」項目に「○」と記載されている証明書は、提出を省略することができます。
- 詳しくはホームページをご確認ください。減額返還のホームページは https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan_gengaku/index.html

必要な証明書	マイナンバーで省略可能	証明書発行者	備考
下記ア〜ウのいずれかひとつ。 ア 住民税非課税証明書(原本) イ 所得証明書(原本) ウ 市・県民税(所得・課税)証明書(原本) (収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可)	○	市区町村長	
適用開始希望月を4月〜6月として願ひ出る場合、上記ア〜ウのいずれかの証明書に加え、以下の証明書のいずれかが必要。			
基本 ●給与所得者の方 (年間収入金額が325万円以下であることが必要) ①源泉徴収票(前年分、コピー可) (ただし当年中に退職された方、年末調整未済、乙欄に「*」 「○」等がある方は不可) または②③のいずれか ②連続した直近の給与明細3か月分のコピー 又は 勤務先発行の直近連続3か月分の給与証明書(原本) (事業所名・奨学生本人氏名・支給額・支給年月明記 (勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの) ③確定申告書(前年分)の控のコピー (税務署の受付印のあるもの等) ●自営業者等給与所得以外の所得を含む方 (年間所得金額が225万円以下であることが必要) ④⑤のいずれか ④確定申告書(前年分)の控のコピー (税務署の受付印のあるもの等) ⑤都道府県住民税申告書(前年分)の控のコピー (役所の受付印のあるもの等) ●無職の方 以下のいずれか ⑥健康保険証(国民健康保険証は不可)の被扶養者欄のコピー ⑦求職受付票(ハローワークカード)のコピー(最近4か月以内発行) ⑧求職中であることがわかる書類のコピー(最近4か月以内発行) ⑨求職活動中又は無職であることを示す民生委員の証明書(原本) (最近2か月以内発行) ⑩上記⑥〜⑨のいずれも提出できず、本人は被扶養者だが健康保険証(国民健康保険証等)に被扶養者の記載がない場合、以下4点全て。 ・本人の事情書(⑥〜⑨が提出できない理由と返還困難な事情を記載。様式自由) ・本人の住民票の写し(原本) ・健康保険証(国民健康保険証等)のコピー ・健康保険料を誰が支払っているか分かるもののコピー	①〜③ X	①②勤務先 ③税務署等	証明書等に記載の金額((1)ア〜ウに記載の年間収入・所得金額、(2)適用開始希望月4月〜6月の場合の追加証明書から推計される年間収入・所得金額、(3)下記の新卒等の証明書から推計される年間収入・所得金額)が基準を超過している方うち、経済状況等が変化した場合、生活費補助を行っている場合、医療費の出費がある場合等により返還が困難な方は、左記の証明書(所得証明書等又は新卒等の証明書)に加えて、次のページに記載の追加の証明書を提出することにより審査が可能となる場合があります。
失業中 (適用開始希望月より6か月以内の離職に限る) 失業中の基本 ①〜④のいずれか ①〜④の取得が困難なときに限り ⑤又は⑥	①〜③ ○ ※ハローワークで雇用保険の手続をすれば省略可(求職活動記録面除く) ④X	①〜③ 職業安定所長(ハローワーク) ④公務員の任命者	※マイナンバー提出書類と併せて、求職活動記録面コピーも提出する。 ※各種証明書は離職日が適用開始希望月より6か月以内を可とする。 ※【失業中】事由で願ひ出る場合は、左欄の①〜⑥のいずれかの証明書のみで審査可能。 ※雇用保険説明会参加等で離職後就職活動を行っていることが、求職活動記録により確認できる場合は、その日付から6か月以内で、かつ離職日より1年以内であれば失業中事由とする。 ※③、⑥は資格喪失理由が離職で、離職年月日が確認できるもの ※7か月以上前に離職していても、現在求職中の場合は、裏面【失業中】参照 ※雇用保険資格取得等確認通知書は失業の証明にならないため不可。
海外低所得 海外低所得基本 ①連続した直近の給与明細3か月分のコピー又は給与証明書(原本) ②ビザのコピー ※①と②両方必要(要和訳の添付)。	①②X	①勤務先	①事業所名・奨学生本人氏名・支給額・支給年月明記 勤務先が2か所以上あるときは全て同一月のもの ②本人名記載のある部分とビザの有効期間がわかる部分のコピー 以下ビザに関しては全て同じ
外国居住で所得証明書等が発行されない場合 働いていない場合 ③本人記載の事情書(様式自由)と、以下④〜⑥のいずれか ④就労不可のビザのコピー(「J」2ビザのコピー含む) ⑤外国で扶養に入っていることがわかるもののコピーとビザのコピー ⑥求職活動中であることがわかるもののコピーとビザのコピー	③〜⑥ X		④〜⑥:和訳の添付が必要。 ⑥:最近4か月以内発行。
新卒(退学)及び在学猶予切れの場合の無職・未就職・低収入 入学準備中 下記①〜⑤のいずれかひとつ。 ①健康保険証(国民健康保険証は不可)の被扶養者欄のコピー ②連続した直近の給与明細3か月分のコピー又は給与証明書(原本) ③奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分コピー等 ④出身学校教諭・教授等による求職活動中又は無職であることを証明する(原本) ⑤予備校の在籍証明書(原本) [上記①〜⑤の証明書の取得が困難な場合⑥〜⑨のいずれか] ⑥求職受付票のコピー(ハローワークカード等)(最近4か月以内発行) ⑦求職活動中であることがわかる書類のコピー(最近4か月以内発行) ⑧求職活動中又は無職であることを示す民生委員による証明書(原本・最近2か月以内発行) ⑨上記⑥〜⑧のいずれも提出できず、本人は被扶養者だが健康保険証(国民健康保険証等)に被扶養者の記載がない場合、以下4点全て。 ・本人の事情書(①〜⑤が提出できない理由と返還困難な事情を記載。様式自由) ・本人の住民票の写し(原本) ・健康保険証(国民健康保険証等)のコピー ・健康保険料を誰が支払っているか分かるもののコピー	①○ ②〜⑤ X ⑥〜⑨ X	①保険者 ②勤務先 ④出身学校 教諭・教授等 ⑤在籍学校校長等 ⑥ハローワーク ⑦ハローワーク、 求職先等 ⑧民生委員	卒業・退学等の翌年6月まで(次年度所得証明書が発行されるまで)に願ひ出る場合に限る。 平成29年12月卒業(退学・修了)以降で上記期間に該当するものは、初回願出に限り左欄証明書の提出を省略することができる。 卒業・退学等の翌年7月以降は住民税非課税証明書(あるいは所得証明書、市・県民税課税証明書)とする。 ※証明書等に記載の金額について、上記「基本」の【備考】参照 ②は、事業所名・奨学生本人氏名・支給額・支給年月明記。 (勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの) ※支給金額より年間収入を本機構で推計した結果が325万円を超える場合は、減額返還を認められない場合がある。 ③は、自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿が必要。 ※提出された帳簿より年間所得を本機構で推計した結果が225万円を超える場合は、減額返還を認められない場合がある。 ④は、発行日・職名・署名・押印必要。様式自由。最近3か月以内発行。 ⑤は、高等教育機関への進学準備に限る。資格取得のための予備校は対象としない。

I 貸与終了時にやらなければならないこと(手続)

II 第一種奨学金(無利息)の返還

III 第二種奨学金(利息付)の返還

IV 返還中の各種届出

V 返還が困難になった場合(救済制度)

VI 在学している場合(在学猶予)

○ 追加に必要な証明書 一覧表 (前ページに記載の証明書の給与収入、所得金額の基準を超過している場合)

- 年間収入・所得金額の基準は、給与所得者は年間収入金額(税込)が325万円以下、給与所得以外の所得を含む場合は、年間所得金額(必要経費等控除後)が225万円以下です。所得証明書等に記載の金額(又は新卒等の証明書から推計される年間収入・所得金額)が基準を超過している方のうち、下記の事由に該当する場合は、前ページに記載の「基本」欄のA～ウの証明書又は新卒等の証明書に加えて、下記に記載の追加の証明書を提出することにより審査が可能となる場合があります。
- [医療費補助・医療費控除][生活費補助]は証明書の提出により所得証明書から適用金額を控除します。なお、適用金額に関しては上限があります。控除の適用には条件があり、審査の結果、認められないこともあります。
- 「マイナンバーで省略可能」項目に「○」と記載されている証明書は、提出を省略することができます。

願出の事由	必要な証明書	マイナンバーで省略可能	証明書発行者	備考
減収・減給 (今年分の推定年収が基準額を下回る場合)	基本 ①直近連続3か月分の給与明細コピー 又は 給与証明書(原本) ②奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分コピー ※給与所得者の場合は①、給与所得者以外の場合は②が必要。	①②×	①勤務先等	※①は事業所名・奨学生本人氏名・支給額・支給年月明記(勤務先が2か所以上あるときはすべて同一のもの) ※②は自営業等の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿が必要
休職・休業	基本 休職証明書・休業証明書(原本) (休職中の給与・休職期間が明記されたもの) ※休職中の給与の記載がない場合は、休職中給与が分かる就業規則や契約書等のコピーも必要。	×	勤務先等	※休職証明書の休職期間については、以下(1)～(3)のいずれかが明記されていること。 (1)休職期間の「開始日」と「終了日」 (2)終了日が確定していない場合は、「開始日」と「予定の終了日」 (3)終了日が未定の場合は、「開始日」と「現在休職中であること」に加えて「休職期間の終了日は未定のため記載できない」と明記されていること。 ※所得証明書の年間収入金額や休職中の給与金額によっては、減額返還承認期間が制限されることがある。
無給	基本 無給証明書(原本)	×	勤務先	※無給期間の記載もあること(上記休職証明書の休職期間参照)。 ※国家公務員、地方公務員の場合は、育児休業期間が記載してある証明書で可(法律により、公務員は育児休業期間中は無給と定められているため)。 ※年間収入金額によっては、減額返還承認期間が制限されることがある。
失業中 (適用開始希望月より7か月以上前から離職して、引き続き求職中である場合)	【1】失業中の証明 【2】追加証明書	①～③ ○ ※求職活動記録面のコピーも必要 ④～⑥ ×	①～③ 職業安定所長(ハローワーク) ④ 公務員の任命者 ⑤⑥ 退職した勤務先	適用開始希望月より7か月以上前から離職して、引き続き求職中である場合は、前ページの「基本」欄A～ウの証明書に加えて、下記【1】「失業中の証明」①～⑥のいずれかひとつと、下記【2】「追加証明書」⑦又は⑧のいずれかひとつの両方を提出することが必要です。 下記①～⑥のいずれか ①雇用保険受給資格者証(求職活動記録面含む)のコピー ②雇用保険被保険者離職票のコピー ③雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー(喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限る) ④失業者退職手当受給資格証のコピー ⑤雇用関係が終了したことが確認できるもののコピー(退職証明書等) ⑥健康保険厚生年金保険資格取得(喪失)証明書のコピー(退職の記載があるもの) ⑦又は⑧のいずれか ⑦健康保険証(被扶養者欄を含む)のコピー(国民健康保険証は不可) ⑧国民健康保険証のコピーと求職受付票(ハローワークカード等)のコピー
特別研究員	基本 研究員の証明書(原本)及び研究費の金額がわかる証明書等(原本) ※研究費として支給されている金額を除いた収入金額が325万円以下であること。	×	日本学術振興会等所属機関の長	収入金額に研究費が含まれている場合、収入金額に含まれる月々・年間の支給金額を研究機関で証明するもの。研究費の月額・年間支給金額を必ず記載。採用通知では在職状況が不明のため不可。 (例文) ○年○月～○年○月の期間、○(※奨学生本人)の月額・年間給与支給額の内、○円は研究費用として支給されていることを証明します。 ※研究費として支給されている金額を除いた収入金額が325万円以下であること。和訳の添付が必要。
外国で研究中	基本 ①在籍証明書(原本)又は所属機関の証明書(原本)と日本語訳を添付 ②所得の証明書(原本)(円換算した金額を添付) ③収入金額に研究費が含まれる場合は、研究費の金額がわかる証明書(円換算)(原本)	①～③ ×	①～③ 在籍学校長、所属機関の長	
医療費補助・医療費控除	基本 【本人にかかる医療費を申告する場合】 ①医師等の診断書(原本) ②医療費の領収書(内訳が記載されたもの)のコピー ③医療費支払申告書(機構所定の様式) 【被扶養者にかかる医療費を申告する場合】 ④医療費がかかっている人の健康保険証の被扶養者欄のコピー又は本人の扶養者であることがわかる書類のコピー ⑤医師等の診断書(原本) ⑥医療費の領収書(内訳が記載されたもの)のコピー ⑦医療費補助申告書(機構所定の様式)	①～③ ×	①② ④～⑥ 医師、病院長及び健康保険組合等	※1か月8万円を限度に控除。ただし、必ずしも限度金額の1か月8万円が控除できるとは限らない。また、申告いただいた金額が全て控除できるとは限らない。 ※本人にかかる医療費は、治療期間が6か月未満の場合、控除の対象としない。 ※補助している対象者が本人の被扶養者以外の場合、及び治療期間が2週間未満の場合は、控除の対象としない。診断書に治療期間の記載もあること。
生活費補助	基本 【本人の被扶養者にかかる生活費補助等を申告の場合】 被扶養者がいること(人数等)が記載されている(奨学生本人の)所得証明書(原本)等 【本人の被扶養者でない親等への生活費補助等を申告の場合】 ①生活費補助理由書(機構所定の様式) ②親等の所得を証明するもの(下記A～ウのいずれか) ア 住民税非課税証明書(原本) イ 所得証明書(原本) ウ 市・県民税課税証明書(原本) ※給与所得者は収入金額、自営業等の給与所得者以外は所得金額の記載のあるもの。無職の場合は収入又は所得金額の記載のあるもの。 ③親等との居住形態(同居・別居)が分かるもの ④学生証等のコピー ※基本は①～④すべて提出が必要。 ※③は市区町村役場発行の住民税非課税証明書(あるいは所得証明書、市・県民税課税証明書)に記載の住所から変更がなければ提出不要。 ※④は対象者が就学者でなければ不要。	×	②③ 市区町村長	【本人の被扶養者でない親等への生活費補助の対象者】 ※生活費補助の対象者は、下記に該当する範囲の者に限る。 ・対象者は、配偶者・子を除く二親等以内親族に限る。 ・父母が同居している場合は、父母のうち収入金額(自営業等給与所得者以外は所得金額)の多い方を援助対象者として願出すること。 ・親以外の二親等以内の親族への援助については、親への援助に加えてさらに援助が必要となる場合に限る。 ・補助している対象者が生活保護を受けている場合や、兄弟姉妹だが就学者でない場合は控除の対象としない。 ・親と就学者の兄弟が別居でそれぞれに対して生活費補助している場合は、それぞれについて控除可能だが、親が収入・所得基準超過の場合、親・兄弟のいずれについても控除できない。 (親と祖父母が別居の場合、父と母が別居の場合も同様) 【補助している対象者の収入・所得金額の基準】 ・奨学生本人と同居の場合 給与所得者・・・年間収入(税込)150万円以下 給与所得者以外・・・年間所得100万円以下 ・奨学生本人と別居の場合 給与所得者・・・年間収入(税込)230万円以下 給与所得者以外・・・年間所得150万円以下 【控除額】 生活費補助の対象者として認められる場合は、奨学生本人の収入・所得金額から年間38万円を限度に控除。ただし、必ずしも限度金額の38万円が控除できるとは限らない。また、申告した金額が全て控除できるとは限らない。
災害	基本 【罹災月から12か月以内】①罹災証明書(原本) 【罹災月から13か月以降】①及び② ①罹災証明書(原本) ②前ページの基本(A～ウ及び「備考」欄)の証明書又は「新卒等」事由の証明書	①× ② ※前ページの「基本」参照	① 市区町村長・消防署長	1年ごとに願出する。 ・罹災月から12か月以内に願出する場合は、罹災証明書(原本)のみで審査可能。 ・罹災月から13か月以降であっても、当該災害に伴う避難指示により帰宅できない、又は立退きなどの理由で罹災状況が継続している場合は、罹災証明書(原本)のみで審査可能。
傷病	基本 診断書(原本)(最近2か月以内発行) ※就労困難かつ治療中の記載があること ※傷病のために無職となった場合に限る ※傷病状態以前から、収入・所得金額の基準以下で経済困難な場合は、前ページの基本(A～ウ及び追加証明書)の証明書のみで審査可能。	×	医師・病院長	・診断書に就労困難である旨、治療中である旨の記載が必要。 2か月以内の発行日のものに限る。 ・「傷病」のために無職となった場合は、診断書のみで審査可能。 ・就業している場合は、この事由に該当しない。 ・傷病で休職中の場合は、「傷病」事由には該当しないので、前ページの基本(A～ウ及び追加証明書)の証明書に加えて上記「休職中」の証明書を提出すること。

2. 返還期限猶予

返還が困難になった場合、返還期限の猶予を願い出ることができます。「奨学金返還期限猶予願」(様式は 65 頁～ 66 頁)、「証明書」(33 頁～ 34 頁参照)、「チェックシート」(様式は 67 頁～ 68 頁)およびマイナンバー関係書類(69 頁～ 70 頁参照)を調べて、希望する月の前々月末日までに機構宛に願い出てください(提出先は 53 頁参照)。

- (1) 返還が困難になった場合は、速やかに提出してください。
- (2) 在学期間終了後の翌年の 6 月まで(12 月以降に貸与終了または在学猶予が終了する場合は翌々年 6 月)に無職・未就職、低収入により返還期限猶予を願い出る場合は、「新卒(退学)および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」の事由となります。
- (3) 災害(災害原因が同一の場合は、災害発生から原則 5 年が限度になります)、傷病、生活保護受給中、産前休業・産後休業および育児休業、大学学校在学(防衛大学校等一部の大学校)、海外派遣(青年海外協力隊等)による場合、猶予年限特例(2017 年度以降採用者)または所得連動返還型無利子奨学金(2012～2016 年度採用者)における新卒等・経済困難による場合(35 頁～ 36 頁参照)は、当該事由が継続している間は返還期限の猶予を願い出ることができます(取得年数の制限はありません)。その他の事由については、通算 10 年(120 か月)が限度です。
- (4) 1 年ごとに願い出てください(大学学校在学、海外派遣については複数年願い出が可能です)。
- (5) 返還期限猶予の願い出には直近の証明書の添付が必要なため、希望する月の 4 か月以上前に提出があった場合は返送となります(希望する猶予の開始月が 10 月の場合、7 月～ 8 月頃提出してください)。
- (6) 審査があり、審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き当初の約束どおりの返還月額の請求・督促が行われます。口座振替請求および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。
- (7) 審査の結果、承認されない場合もあります。その場合は返還していただくこととなります。
- (8) 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額(税込み) 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額(必要経費等控除後) 200 万円以下

ただし、上記の収入(所得)基準額を超える場合でも、32 頁の〔控除項目〕に該当し、控除後の金額が収入(所得)基準額以下となる場合は、返還期限猶予を願い出ることができます(控除の条件や金額等の詳細は機構ホームページで確認してください)。なお、機構ホームページに別途掲載の「控除計算表」および「控除に関する証明書」も併せて提出が必要です。

- (9) 「奨学金返還期限猶予願」や証明書に不備がある場合は返送します。
- (10) 証明書等でわからないことがありましたら、機構ホームページ等を参照してください。
- (11) 返還期限の猶予期間中でも猶予期間を短縮して返還を再開することができます。再開を希望する月の前月末日までに「奨学金返還期限猶予短縮願」(様式は 71 頁)を機構へ提出してください(提出先は 53 頁参照)。
- (12) 延滞者であっても、傷病、生活保護受給中等、真に返還が困難な場合は、延滞分を据え置いて

返還期限猶予を適用できる場合があります。

- (13) 返還期限猶予の願い出にあたって、マイナンバーを提出する必要があります（既に機構にマイナンバーを提出済みの方は、再度提出する必要はありません）（69 頁～ 70 頁参照）。

減額返還、返還期限猶予における共通注意事項

〔主な返送理由〕

- a 正しい証明書が添付されていない（減額返還は 29 頁～ 30 頁参照、返還期限猶予は 33 頁～ 34 頁参照）。
- b 願出用紙に押印漏れ、または〔事情〕・〔今後の返還見通し〕等の記入漏れがある。
- c 減額返還を願い出る奨学生番号（過去に貸与終了した奨学金を含む）について、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」が提出されていない。
- d 審査の時点で延滞している（減額返還の場合）。

〔控除項目〕

- a 奨学生本人の被扶養者にかかる控除
- b 奨学生本人の被扶養者でない親への援助
- c 奨学生本人の被扶養者でない他の親族（2 親等以内で配偶者・子を除く）への援助
- d 奨学生本人にかかる医療費
- e 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助
- f （〔災害〕事由に限る）住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費

「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」の様式、必要な証明書等は今後変更になる場合があります。願い出の際は、機構ホームページで願出の様式や必要な証明書等を確認し、願出用紙をダウンロードして使用してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>

返還期限猶予制度は、返還が困難な状況において返還を先延ばしにすることができますが、将来へ返還の負担を残すこととなります。

将来の負担を少しでも軽くするために、無理のない限り、当初の返還額を減額して返還する**減額返還制度**を利用することをおすすめします。

2018年10月1日現在の一覧です。提出時には機構HPより最新の様式をご確認ください。

表面

返還期限猶予の証明書一覧

『マイナンバーで省略可能』項目に「○」と記載されている証明書は、提出を省略することができます。
 例えば、「生活保護受給中」事由での「生活保護受給証明書」、「失業中」事由での「雇用保険受給資格者証のコピー」、「経済困難」事由での「所得証明書」などは、マイナンバーが提出されていれば、ご用意いただく必要はありません。

願出の事由	証明書の種類	マイナンバーで省略可能	証明書発行者	備考	猶予期間	
1. 傷病	①診断書（最近2か月以内発行） ※「就労困難」の記載があること。 ※延滞している場合は、加療開始時期又は発症時期に加え、「現在も就労困難」という記載があること。 ※上記内容を医師に追記してもらう場合は、追記日・担当医署名・訂正印が必須。 【希望猶予期間中に就労している場合】 【経済困難】（裏面参照）又は【新卒等の場合】（下記参照）の証明書も①と併せて提出して下さい。 ※給与と所得者は年間収入（税込）200万円以下（給与以外の所得を含む場合は年間所得130万円以下）が承認の基準です。	①×	①医師・病院長	※休職中の給与の記載がない場合、および休職期間については「5.経済困難」の「⑥休職証明書」の※をご覧ください。（裏面参照）	当該事由が継続する期間。 1年1月に願出する。	
	【休職している場合】 【経済困難】（裏面参照）又は【新卒等の場合】（下記参照）の証明書と休職証明書（休職中の給与と休職期間明記）も①と併せて提出して下さい。	休職証明書×	勤務先			
	2. 生活保護受給中（①又は②のいずれか）	①生活保護受給証明書（最近2か月以内発行） ②民生委員の証明書（最近2か月以内発行）	①○ ②×			①社会福祉事務所長 ②民生委員
3. 入学準備中（①又は②のいずれか）	①予備校の在籍証明書 ②出身学校の長又は教職員等による入学準備中であることの証明書等（最近3か月以内発行。発行日・職名・署名・押印必要。様式自由） 【上記①②の証明書の取得が困難な場合】 ③民生委員による入学準備中であることの証明書（最近2か月以内発行） ※上記①②の証明書が取得困難な事由を事情欄（別紙可）に記入すること	①× ②× ③×	①在籍学校長等 ②出身学校の長、教職員等 ③民生委員	※在学期間を終了して1年以上経過の場合は、「経済困難」事由による猶予願出となります。（裏面参照） ※各種試験に向けての準備は「入学準備中」ではありません。		
	4. 失業中（①～④のいずれか）	①雇用保険受給資格者証（求職活動記録面含む）のコピー ②雇用保険被保険者離職票のコピー ③雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー（喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限る）	①～③○ ※ハローワークで雇用保険の手続きをしていれば省略可（求職活動記録面を除く）	①～③ 職業安定所長（ハローワーク）	※①を提出する場合は、マイナンバー提出書と併せて、求職活動記録面コピーも提出して下さい。	他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度。 1年1月に願出する。
		④失業者退職手当受給資格証のコピー 【上記①～④の証明書の取得が困難な場合、⑤又は⑥】 ※上記①～④の証明書が取得困難な事由を事情欄（別紙可）に記入すること	④×	④公務員の任命者		
⑤雇用関係が終了したことが確認できるもののコピー（退職証明書等） ⑥健康保険厚生年金受給資格取得（喪失）証明書のコピー（退職の記載があるもの）		⑤× ⑥×	⑤⑥ 退職した勤務先			
【次回返還期日の7か月以上前に離職している場合】 【経済困難】又は【新卒等の場合】事由による猶予願出となるが、①の求職活動記録面のコピーにより雇用保険説明会参加等で離職後に就職活動を行っていることが確認できる場合は、その日付から次回返還期日が6か月以内でかつ離職日より1年以内であれば、「失業中」事由とする。		⑦○	⑦健康保険証○（国民健康保険証は除く） ハローワークカード× 【経済困難】参照			
⑧経済困難の証明書及び健康保険証（「被保険者」又は「国民健康保険証」）コピー及びハローワークカードコピー（最近4か月以内発行）	⑧×	⑧保険者、ハローワーク	【次回返還期日より後に離職している場合】 【経済困難】（裏面参照）又は【新卒等の場合】事由による猶予願出をするか、離職日までの返還分をご入金下さい。			
5. 経済困難については裏面参照						

願出の事由	証明書の種類	マイナンバーで省略可能	証明書発行者	備考	猶予期間
6. その他 新卒（退学）及び在学猶予切れ等の場合の無職・未就職、低収入（①～④のいずれか）	①健康保険証（国民健康保険証は不可）の被扶養者欄のコピー	①○	①保険者	1年ごとに願出する。 他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度。 【対象】 平成29年（2017年）12月以降に卒業又は退学等された方 ※平成29年（2017年）11月以前に卒業又は退学等された場合は、「経済困難」事由による猶予願出となります。（裏面参照）	
	②直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書（事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月明記）（勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの）	②×	②勤務先		
	③奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分のコピー（自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った、会社名が明記された帳簿）	③×			
	④出身学校教諭・教授等による求職活動中又は無職であることの証明書（発行日・職名・署名・押印必要。様式自由）（最近3か月以内発行） 【上記①～④の証明書の取得が困難な場合、⑤～⑥のいずれかを提出】	④×	④出身学校教諭・教授等		
	⑤求職受付票のコピー（ハローワークカード等）（最近4か月以内発行）	⑤×	⑤ハローワーク		
	⑥求職活動中であることが分かる書類のコピー（最近4か月以内発行）	⑥×	⑥ハローワーク、求職先等		
	⑦民生委員による求職活動中又は無職であることの証明書（最近2か月以内発行）	⑦×	⑦民生委員		
	⑧上記⑤～⑥のいずれも提出できず、本人は扶養されているが健康保険証（国民健康保険証等）に被扶養者の記載がない場合、以下4点全て。 ・本人の事情書（①～④が提出できない理由と返還困難な事情を記載。様式自由） ・本人の住民票の写し ・健康保険証（国民健康保険証等）のコピー ・健康保険料を誰が支払っているか分かるもののコピー	⑧×			
外国で 研究中	①在籍証明書又は所属機関の証明書と所得の証明書（円換算した金額を添付） 収入金額に研究費が含まれる場合、研究費の金額が分かる証明書（円換算） ※上記いずれも日本語訳を添付	①×	①在籍学校長・所属機関の長	1年ごとに願出する。 他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度。	

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、上記証明書の他、追加の証明書が必要になる場合があります。

(次頁へ続く)

15-06_20180901

I 貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）

II 第一種奨学金（無利息）の返還

III 第二種奨学金（利息付）の返還

IV 返還中の各種届出

V 返還が困難になった場合（救済制度）

VI 在学している場合（在学猶予）

返還期限猶予の証明書一覧

『マイナンバーで省略可能』項目に「○」と記載されている証明書は、提出を省略することができます。例えば、「生活保護受給中」事由での「生活保護受給証明書」、「失業中」事由での「雇用保険受給資格者証のコピー」、「経済困難」事由での「所得証明書」などは、マイナンバーが提出されていれば、ご用意いただく必要はありません。

願出の事由	証明書の種類	マイナンバーで省略可能	証明書発行者	猶予期間
6・その他	災害 【罹災月から12か月以内】①罹災証明書 【罹災月から13か月以降の場合、①に加えて下記】 ・「経済困難」又は「新卒等の場合」の証明書 (当該災害に伴う避難勧告もしくは指示により帰宅できない、または立ち退きにより自宅に居住できない状況が継続している場合は、①罹災証明書のみで審査可能)	①× 「経済困難」、 「新卒等の場合」参照	①市区町村長・ 消防署長	1年ごとに願出する。当該災害の発生から5年が限度。 ※当該災害に伴う避難勧告もしくは指示により帰宅できない、又は立ち退きにより自宅に居住できない状況が継続している場合は、起因する災害発生から5年経過しても願出は可能。
	産前休業・産後休業及び育児休業 ①休業証明書(休業中の給与・休業期間・休業事由が明記されたもの)と ・「経済困難」又は「新卒等の場合」の証明書	①× 「経済困難」、 「新卒等の場合」参照	①勤務先	1年ごとに願出する。当該事由が継続する期間。 ※休職中の給与の記載がない場合、及び休職期間については「5.経済困難」の「⑥休職証明書」の※をご覧ください。
	大学校在学 在学証明書又は在籍期間証明書 ※防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、職業能力開発総合大学校、国立看護大学校に在籍の場合	×	大学校長等	1回の願出により修業年限が終了するまでの期間。
	海外派遣 ※青年海外協力隊派遣・海外農業研修等 ①派遣証明書(派遣期間要明記)又は 研修生の証明書(研修期間要明記)及び ・「経済困難」(年間収入(税込)300万円を超える場合は「失業中」の証明書も提出下さい)又は「新卒等の場合」の証明書	①× 「経済困難」、 「新卒等の場合」、 「失業中」参照	①国際協力機構・ 国際農業者交流協会等	1回の願出により派遣・研修が終了するまでの期間。

願出の事由	証明書の種類	マイナンバーで省略可能	証明書発行者	猶予期間
5・経済困難	平成30年度(平成29年分)の①～③のいずれか ①所得証明書 ②市・県民税(所得・課税)証明書 (収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可) ③住民税非課税証明書 ※平成30年度の証明書は平成30年1月1日現在住民票のあった市区町村役場で発行されます。 上記証明書の年間収入(税込)が300万円を超える方(自営業等の場合は年間所得200万円を超える方)は、①～③のいずれかの証明書に併せて、下記の証明書を追加で提出して下さい。 ・今年分の推定年収が基準額を下回る場合の追加証明書・・・④・⑤いずれか1点 ④直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書 (事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月が明記されたもの) (勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの) ⑤奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分コピー (自営業等の場合に限り有効。会計ルールに則った、会社名が明記された帳簿が必要)	①○ ②○ ③○	①～③ 市区町村長	1年ごとに願出する。 他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度。 【備考】 ※平成29年(2017年)12月以後に卒業又は退学等された場合は、「新卒(退学)及び在学猶予切れ等の場合」の事由による猶予願出となります。(表面参照)
	・減収の理由が休職による場合の追加証明書 ⑥休職証明書 (休職中の給与・休職期間が明記されたもの) ※休職中の給与の記載がない場合は、休職中の給与が分かる就業規則や契約書等のコピーも必要。 ※休職証明書の休職期間については、以下(1)～(3)のいずれかが明記されていること。 (1)休職期間の「開始日」と「終了日」 (2)終了日が確定していない場合は、「開始日」と「予定の終了日」 (3)終了日が未定の場合は、「開始日」と「現在休職中であること」に加えて、「休職期間の終了日は未定のため記載できない」と明記されていること。	④× ⑤×	④勤務先	
	・特別研究員の場合の追加証明書 ⑦研究員の証明書及び研究費の金額がわかる証明書等	⑥×	⑥勤務先	
	※外国居住の低所得者の場合 直近連続3か月分の給与明細コピー又は給与証明書(④と同一事項明記)とビザのコピー (ビザは本人名の記載のある部分と有効期間が分かる部分のコピー) ※上記いずれも日本語訳を添付	⑦×	⑦日本学術振興会等所属機関の長	
		×	×	

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、上記証明書の他、追加の証明書が必要になる場合があります。

※猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の猶予適用事由は「経済困難」又は「新卒等」のみです。ただし、「経済困難」事由での猶予年限特例又は所得連動返還型猶予の適用には地方税法上の「被扶養者(控除対象配偶者又は扶養親族)」である場合、本機構が定める要件に合致する必要があります(要件に合致する証明書を提出下さい)。なお、それら以外の事由による願出は「通常の返還期限猶予」の扱いとなります。

◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準◆

○給与所得者の場合・・・年間収入金額(税込)が300万円以下が基準(奨学金返還期限猶予(延滞据置)は200万円以下が基準)

○給与所得以外の所得を含む場合・・・年間所得金額(必要経費等控除後)が200万円以下が基準(奨学金返還期限猶予(延滞据置)は130万円以下が基準)

※収入・所得金額が基準の金額以下でも、本人の世帯人数や返還の状況等によっては、追加の書類等を求める場合や、引き続き返還をお願いする場合がありますのでご留意願います。

※【外国の大学・大学院等に留学している場合】猶予期間は、その学校に在籍している期間となります(10年の限度なし。1年毎の願出が必要)。入学後に申請する場合は「在学証明書コピー(日本語訳を添付)」とビザのコピーを添付して下さい。入学前に申請する場合は「入学許可書コピー(日本語訳添付)」とビザのコピーを添付して下さい(猶予期間は入学月から6か月間)。ただし語学学校等で在籍期間が9か月未満の場合は、「一般猶予」となります。猶予の期間は他の取得年数制限あり事由と通算して10年が限度となります。

※聴講生、研究生、専修学校一般課程、及び在学猶予を認められない分野・学科、各種学校等、選科・科目履修生等の猶予は、在学猶予の対象とはなりません。「一般猶予」となります。

◎詳しくはホームページ等をご覧ください。返還期限猶予のホームページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html

3. 猶予年限特例（2017年度以降採用者）または所得連動返還型無利子奨学金（2012～2016年度採用者）の返還期限猶予

猶予年限特例（2017年度以降採用者）または所得連動返還型無利子奨学金（2012年度～2016年度採用者）（以下、この項目において「猶予年限特例」と総称）の適用を受けた方は、一定の収入・所得を得るまでの間、返還期限の猶予を願い出ることができます。「奨学金返還期限猶予願」（様式は65頁～66頁）、「証明書」（33頁～34頁参照）および「チェックシート」（様式は67頁～68頁）を調べて、希望する月の前々月末日までに機構宛に願い出てください（提出先は53頁参照）。

通常、経済困難等を理由とする返還期限猶予の承認期間は最長10年となっていますが、本制度においては、期間の制限はありません。

ただし、願い出事由が「経済困難」事由で本人が被扶養者（※）であるときは、次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合に限りです。

該当しない場合は、2.の期間の制限がある通常の返還期限猶予の取り扱いとなります(31頁参照)。返還期限猶予の願い出にあたって、マイナンバーを提出する必要があります(既に機構にマイナンバーを提出済みの方は、再度提出する必要はありません)。

※2012年4月から2017年3月までの採用者については、「猶予年限特例」は「所得連動返還型無利子奨学金制度」と呼ばれていました。なお、本制度は、「所得連動返還型奨学金制度(所得連動返還方式)」とは異なる制度です。

[本人が被扶養者（※）であるときの要件]

※地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第7号に定める控除対象配偶者、同項8号に定める扶養親族（ただし、2019年1月1日以降は、同項第7号に規定する同一生計配偶者および同項第9号に規定する扶養親族）をいう。

- (1) 乳幼児がいる世帯にあつて、本人以外にそれらの子供を保育する方がいないとき
- (2) 介護、看護又は保護を要する要介護者、療養者又は障害者がいる世帯にあつて、本人以外にそれらの方の介護等を行う方がいないとき
- (3) 本人が妊娠中であるとき
- (4) 本人が身体の障害又はその他やむを得ない事由により就労が制限されているとき

[猶予の承認期間]

※「新卒（退学）および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」事由の場合

在学期間終了後の翌年6月(12月以降に貸与終了または在学猶予が終了する場合は翌々年6月)までに無職・未就職、低収入により返還期限猶予を願い出る場合は、「新卒（退学）および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」の事由になり、12か月以内の本人が希望する月まで承認可能です。

ただし、在学が終了して1年経過（13か月目以降）から猶予適用開始を希望する場合で、卒業・退学後の期間を証明する「経済困難」事由の証明書が発行されず、「新卒および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」事由で願い出る場合の承認期間は、猶予適用開始月から6か月以内

となります。

また、猶予年限特例以外の奨学生番号も同時に猶予を希望する場合は、その奨学生番号についても承認期間は6か月以内となります（**猶予年限特例適用の奨学生番号を除き他の奨学生番号のみ返還期限猶予を希望する場合は、12か月以内の本人が希望する月まで承認可能です**）。

※「経済困難」事由の場合

猶予適用開始月が4月～9月の場合で、希望する返還期限猶予の始期から1年以内の収入・所得に関する証明書の取得ができない場合は、基本の証明書に加えて追加の証明書が必要です（追加の証明書については、2019年1月以降に機構HPをご確認ください）。追加の証明書による審査の承認期間は、猶予適用開始月より6か月以内とし、猶予年限特例適用の奨学生番号以外の奨学生番号も同時に猶予を希望する場合は、その奨学生番号についても承認期間は6か月以内となります（**猶予年限特例適用の奨学生番号を除き他の奨学生番号のみ返還期限猶予を希望する場合は、12か月以内の本人が希望する月まで承認可能です**）。

猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金のポイント

- a 本制度は学ぶ意欲と能力がありながら経済的理由により学業を断念することのないよう、家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度です。
- b 本制度の対象者は、貸与を開始する際に渡した奨学生証および貸与奨学金返還確認票の右上に〔猶予年限特例〕または〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されています。
- c 本制度の対象者は、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予することができますが、収入に関する書類を添えて機構に返還期限の猶予を願い出ることが必要です。貸与終了後に自動的に返還期限の猶予を受けられるものではありません。なお、猶予期間終了後、返還が開始（再開）されます。
- d 通常、経済困難等を理由とする返還期限猶予の承認期間は最長10年となっていますが、本制度においては、期間の制限はありません。
- e 本制度は返還が免除されるものではありません。
- f 本制度は、「所得連動返還型奨学金制度（所得連動返還方式）」とは異なる制度です。

2018年10月1日現在の一覧です。提出時には機構HPより最新の様式をご確認ください。

表面 【猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金返還期限猶予】の証明書一覧

「奨学生本人のマイナンバーで省略可能」項目に「○」と記載されている証明書は、提出を省略することができます。例えば、「経済困難」事由での「所得証明書」などは、マイナンバーが提出されていれば、ご用意いただく必要はありません。

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、下記証明書の他、追加証明書が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	奨学生本人のマイナンバーで省略可能	証明書発行者	猶予期間・備考
新卒 (退学) 及び在学猶予切れ等の場合の無職・未就職、低収入 上記①～④の証明書の取得が困難な場合	①健康保険証(国民健康保険証は不可)の被扶養者欄のコピー	①○		1年ごとに願出する。 【備考】対象：平成29年(2017年)12月以降に卒業又は退学等された方 ※平成29年(2017年)11月以前に卒業又は退学等された場合は、「経済困難」事由による猶予願出となります。(裏面参照) ※在学期間が終了して1年経過(13か月日以降)から適用開始を希望する場合で、卒業・退学後の「経済困難」事由の証明書が発行されず「新卒(退学)及び在学猶予切れ等の場合」の事由による願出の承認期間は、猶予適用開始月から 6か月以内 となります。
	②直近連続3か月分の給与明細コピー 又は 給与証明書 (事業所名・奨学生本人氏名・支給総額・支給年月明記) (勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの)	②×	②勤務先	
	③奨学生本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分のコピー (自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った、会社名が明記された帳簿)	③×		
	④出身学校教諭・教授等による求職活動中又は無職であることの証明書 (発行日・職名・署名・押印必要。様式自由) (最近3か月以内発行)	④×	④出身学校教諭・教授等	
	⑤求職受付票のコピー (ハローワークカード等) (最近4か月以内発行)	⑤×	⑤ハローワーク	
	⑥求職活動中であることがわかる書類のコピー (最近4か月以内発行)	⑥×	⑥ハローワーク、求職先等	
	⑦民生委員による求職活動中又は無職であることの証明書 (最近2か月以内発行)	⑦×	⑦民生委員	
	⑧上記⑤～⑦のいずれも取得できず、本人は扶養されているが健康保険証(国民健康保険証等)に被扶養者の記載がない場合、以下の4点全て。 ・本人の事情書(①～④の証明書が取得できない事情を記載。様式自由) ・被扶養者の記載がない健康保険証(国民健康保険証等)のコピー ・健康保険料を誰が支払っているか分かるもののコピー ・本人の住民票の写し	⑧×		
経済困難については裏面参照				

15-17_20180901

I 貸与終了時にやらなければならないこと(手続)

II 第一種奨学金(無利息)の返還

III 第二種奨学金(利息付)の返還

IV 返還中の各種届出

V 返還が困難になった場合(救済制度)

VI 在学している場合(在学猶予)

裏面 【猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金返還期限猶予】の証明書一覧

「奨学生本人のマイナンバーで省略可能」項目に「○」と記載されている証明書は、提出を省略することができます。例えば、「経済困難」事由での「所得証明書」などは、マイナンバーが提出されていれば、ご用意いただく必要はありません。

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、下記証明書の他、追加証明書が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	奨学生本人のマイナンバーで省略可能	証明書発行者	猶予期間・備考	
基本	平成30年度（平成29年分）の①～③のいずれか			1年ごとに願い出る。	
	①所得証明書	①○	①②③ 市区町村長	当該事由が継続する期間。	
	②市・県民税（所得・課税）証明書 （収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可）	②○		【備考】 ※平成29年（2017年）12月以降に卒業又は退学等された場合は、「新卒（退学）及び在学猶予切れ等の場合」の事由による猶予願出となります。 （表面参照）	
③住民税非課税証明書	③○	【年間収入・所得金額の基準】 ○給与所得者の場合 年間収入金額（税込）が300万円以下 ○給与所得以外の所得を含む場合 年間所得金額（必要経費等控除後）が200万円以下 ※証明書によっては、承認期間が、猶予適用開始月から6か月以内となる場合があります。			
<p>★「経済困難」事由での猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金猶予の適用には、奨学生本人が地方税法上の「被扶養者」である場合、以下のいずれかに該当する必要があります。以下の必要証明書類も併せて提出してください。</p>					
経済困難	乳幼児がいる世帯にあって、奨学生本人以外に保育する者がいないとき	①事情書（乳幼児が保育所に入所していないこと、本人以外に保育を行う者がいないことを記載） ※乳幼児が保育所に入所している場合は対象外。 ※同一世帯の成人親族が就学・就労している又は、高齢等のため保育を委ねることが出来ない場合はその旨を記載。	①×	②市区町村長 ③市区町村長・学校長等	※奨学金返還期限猶予願の中段にある申告欄のチェックボックス「地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族となっている・いない」に必ずチェックをしてください。
		②世帯全員の記載がある住民票の写し（世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの）	②×		
③同一世帯の成人親族（就学者を除く）の所得証明書又は在学証明書等（就学者がいる場合のみ）		③×			
経済困難	介護等を要する要介護者、療養者又は障害者がある世帯で奨学生本人以外に介護等を行う者がいないとき	①事情書（本人以外に介護を行う者がいないことを記載） ※同一世帯の成人親族が就学・就労している又は、高齢等のため介護を委ねることが出来ない場合はその旨を記載。	①×	④医師・病院長 ⑤市区町村長 ⑥市区町村長 ⑦市区町村長 ⑧市区町村長 ⑨市区町村長 ⑩市区町村長	※奨学生本人が「被扶養者」で左の事由に該当しない場合は、「通常の返還期限猶予」の経済困難事由（通算10年の取得制限年数あり）で申請してください。
		②世帯全員の記載がある住民票の写し（世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの）	②×		
		③同一世帯の成人親族（就学者及び介護等を要する者を除く）の所得証明書又は在学証明書等（就学者がいる場合のみ）	③×		
		<介護等を要する者の状況により次のいずれか> 【療養者】 ④医師の診断書（最近2か月以内発行）	④×		
		【障害者】 ⑤身体障害者手帳のコピー	⑤×		
		⑥精神障害者保健福祉手帳のコピー	⑥×		
		⑦療育手帳のコピー	⑦×		
		【要介護者】 ⑧介護保険被保険者証のコピー <介護等を必要とする者が別世帯の場合、以下の証明書が追加が必要>	⑧×		
		⑨介護等を要する者の世帯全員の記載がある住民票の写し（世帯主・続柄の表記を省略していないもの）	⑨×		
		⑩戸籍謄本等、介護等を要する者と奨学生本人の関係がわかる書類	⑩×		
奨学生本人が妊娠中であるとき	①に加えて、②又は③のいずれか ①事情書（妊娠中であるため就労ができないことを記載）	①×	②市区町村長 ③医師・病院長		
	②母子健康手帳のコピー（表紙等本人氏名の確認できる部分及び診察記録の部分）	②×			
	③診断書（最近2か月以内発行）	③×			
奨学生本人が身体の障害又はその他やむを得ない事由により就労が制限されているとき	①に加えて、②又は③のいずれか ①事情書（就労が制限されていることを記載）	①×			
	②就労が制限されていることがわかる書類	②×			
	③身体障害者の場合は、身体障害者手帳のコピー等	③○			

※猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の猶予適用事由は「新卒等」又は「経済困難」のみです。なお、それら以外の事由による願出は通常の返還期限猶予となります。詳しくはホームページ等をご覧ください。

猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の返還期限猶予のホームページ
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/nengentokurei/index.html

15-17_20180901

I 貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）
 II 第一種奨学金（無利息）の返還
 III 第二種奨学金（利息付）の返還
 IV 返還中の各種届出
 V 返還が困難になった場合（救済制度）
 VI 在学している場合（在学猶予）

大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程（※）に在学している場合、在学している期間（最短の卒業予定年月まで）は願い出により返還期限が猶予されます。スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出してください。ただし、返還中の場合は、在学猶予が承認されるまでは、引き続き請求・督促が行われます。口座振替請求および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。なお、在学猶予後は在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が初回振替日（返還開始）となります。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、「在学届」（様式は62頁）を在学している学校に提出してください。

※ 専修学校の専門課程、または修業年限が2年以上の高等課程に在学している場合で、次の分野・学科に在学中の場合が対象となります。

なお、在学猶予の対象となる分野・学科に該当するかは、在学中の専修学校の奨学金担当窓口で確認してください。

[在学猶予が認められる各分野と学科]

- a 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係もしくは商業実務関係の分野に属する学科
- b 服飾、デザイン、写真、外国語、音楽もしくは美術に関する学科

1. 入学した場合

スカラネット・パーソナルから、在学猶予願を速やかに提出してください。スカラネット・パーソナルからの在学猶予願の提出には、在学校の学校番号を入力する必要がありますので、事前に学校の奨学金担当窓口で照会してください。

なお、第一種奨学金または第二種奨学金を予約した方は、進学届提出時に、以前貸与を受けた奨学生番号を入力することで在学猶予となります。この場合のみ在学猶予願を提出する必要はありません。

- ① 大学・短期大学・専修学校の通信教育課程、または放送大学の全科履修生として在学している場合は、1年ごとに在学猶予願または在学届を提出してください。
- ② 外国の大学等に留学した場合は、在学猶予願または在学届ではなく「奨学金返還期限猶予願」（様式は65頁～66頁）と「在学証明書のコピー」（日本語訳を添付）およびビザのコピーを1年ごとに提出してください。

なお、日本の大学（院）に在籍しながら外国の大学などに留学する場合は、日本の大学（院）への在学猶予願または在学届の提出により在学猶予が可能です。

- ③ 以下の場合は在学猶予の対象となりません。返還期限猶予（31頁～32頁参照）をお願いしてください。
 - ・聴講生、研究生、選科履修生、科目履修生等の場合
 - ・外国留学のうち、大学、大学院以外の語学学校等で在学期間9か月未満の学校に在籍する場合

2. 奨学金を辞退した場合

在学猶予願または在学届の提出により、卒業時（最短の卒業予定年月）まで返還期限が猶予されます。

3. 留年（休学）により卒業期が延期された場合

1年ごとに在学猶予願または在学届を提出してください。

4. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合

在学猶予を受ける資格がなくなりますので、必ず在学中に、スカラネット・パーソナルから「**在学猶予期間短縮願**」を提出してください。「在学届」（様式は62頁）で提出する場合は、在学期間短縮欄のチェックボックス（□）にチェック（✓）し、学校に提出してください。届け出済みの在学期間が短くなります。在学猶予期間短縮後は、在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が振替日（返還開始）となります。

早期卒業・退学したことを連絡せず、後日そのことが判明した場合は、遡って延滞金が賦課されることがあります。

I 貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）

II 第一種奨学金（無利息）の返還

III 第二種奨学金（利息付）の返還

IV 返還中の各種届出

V 返還が困難になった場合（救済制度）

VI 在学している場合（在学猶予）

次の場合、願い出により返還を免除することがあります。詳しくは奨学金返還相談センター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

- 奨学生本人が亡くなった場合
- 奨学生本人が精神または身体の障害により返還できなくなった場合
- 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた方

1. 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- (1) 奨学金返還免除願（相続人，連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は相続人のみ）
- (2) 本人死亡の事実が記載された戸籍抄本，個人事項証明書または住民票等の公的証明書（個人番号（マイナンバー）を機構へ提出している方は不要）

2. 精神または身体の障害による免除

精神または身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- (1) 奨学金返還免除願（本人，連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は本人のみ）
- (2) 返還することができなくなった事情を証明する書類（収入に関する証明書類。収入が一定額以上の場合，証明書類に加え，返還できない状況であることを証明する書類）
- (3) 医師または歯科医師の診断書（機構所定の用紙）

【注意】

上記 1.， 2. とともに延滞している場合は返還免除の対象になりません（1. は死亡時点， 2. は審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です）。

3. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除（2004 年度以降の採用者）

(1) 特に優れた業績による返還免除とは

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部（半額）の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学長が学内選考委員会の審議（外国の大学院で貸与を受けた「海外大学院学位取得型」学生においては、機構に設置される委員会の審議）

に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

また、これから大学院博士課程に進学し第一種奨学金の貸与を受ける学生（「海外大学院学位取得型」および「海外協定派遣」は対象外）においては、奨学生採用時（予約採用においては予約採用候補時）に返還免除の内定者となることができる制度を2015年度以降の採用者から導入しています。

(2) 貸与期間終了時における具体的な評価項目

各大学院において、課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績および専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績のそれぞれにつき、機構の貸与奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定します。

(3) 返還免除を願い出る前に

返還誓約書の提出および口座振替（リレー口座）加入申込書の手続きは必ず行ってください。上記の手続きが確認できない場合、申請を受け付けません。

(4) 貸与期間終了時における返還免除の願い出と認定

ア. 大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」（所定の様式）等を大学に提出してください。

海外大学院学位取得型の方は、国内連絡先へ送付される募集要項等を確認し、申請に必要な書類を全て揃えたうえで直接返還免除課（53頁参照）へ簡易書留等により郵送してください。

イ. 返還免除者の認定は、5月下旬に行い、認定後、各大学および推薦された各奨学生に通知します。

海外大学院学位取得型の方は、国内連絡先に通知します。

ウ. 認定結果について、個々の照会に応じることはできません。

(5) 一部免除の認定を受けた場合および認定されなかった場合（全額免除の認定を受け、他の奨学金の返還がある場合を含む）の返還

上記（3）により手続きをしている口座から返還となります。

一部免除の場合は、借用金額から免除額を差し引いた金額（借用金額の半額）で返還が開始されます。返還期間が半分に短縮され初回返還月額が調整されますが、以降の返還月額は変わりません。

(6) 特に優れた業績による返還免除申請中の繰上返還

「特に優れた業績による返還免除」を申請している場合は、認定結果が判明する前に全額繰上返還、または一部繰上返還の申込みをしないようにしてください。

(7) 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予

当該年度の早い時期に貸与が終了する方（満期・辞退・退学等）については、本免除の認定結果が出る前に、返還期日が到来する場合があります。返還免除を希望する方は、認定結果が確定するまでの間、口座から返還が始まらないよう「奨学金返還期限猶予願」（様式は65頁～

66 頁参照) の事由欄の「その他 ()」に「優れた業績免除申請中」と記入し、「業績優秀者返還免除申請書の写し」等と併せて大学へ提出してください。

ただし、貸与期間の終了月の関係で「業績優秀者返還免除申請書の写し」が添付できない場合、「奨学金返還期限猶予願」のみ大学へ提出してください。

海外大学院学位取得型の方は、「奨学金返還期限猶予願」を直接返還免除課(53 頁参照)へ簡易書留等により郵送してください。提出または郵送された場合、貸与期間が終了した月の翌年度の 9 月末日までの期間、返還期限を猶予します。

なお、貸与期間が終了した月以降も引き続き在学する場合は、「奨学金返還期限猶予願」ではなく、在学届(様式は 62 頁)の提出により返還期限を猶予することができます。

※海外大学院学位取得型以外の方は、特に優れた業績による返還免除について、詳しくは学校にお問い合わせください。

(8) 機関保証制度を選択した場合の保証料

機関保証制度を利用されている人へ保証料を返還する時期は、全額免除と一部免除(半額免除)では異なります。

全額免除の認定を受けた場合、特に優れた業績による返還免除の認定通知を受領した時から約 2 か月後に返還します。

一部免除の認定を受けた場合、残額を返還し終わって返還完了通知を受領した時から約 2 か月後に返還します。

いずれの場合も、機関保証業務実施機関である公益財団法人日本国際教育支援協会から、振替口座(リレー口座)へ振り込む予定です。

1. 人的保証の場合

(1) 延滞金の賦課

約束の返還期日を過ぎると、延滞している返還月額（第二種奨学金については利息を除く、元金のみ）の額に対し、年（365日あたり）5%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

(2) 督促

機構または機構が委託した債権回収会社等から以下の措置がとられます。

① 文書

本人または預貯金者宛に「振替不能通知」を送付します。人的保証の場合は、連帯保証人や保証人宛にも「督促状」を送付します。住所等に変更があれば速やかに届け出てください。

② 電話

本人、連帯保証人、保証人に対して、通知と同時に電話でも督促を行います。

ただし、電話対応いただいた方が本人・連帯保証人・保証人であることの確認が出来るまでは、個人情報保護の観点から、連絡の目的等をご説明できない場合があります。

③ 連帯保証人・保証人への請求

本人からの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求・督促を行います。

④ 自宅への訪問

訪問の際に、その場で直接現金を徴収することはありません。

※上記の督促の際にも、返還期限猶予制度等の案内を行います。

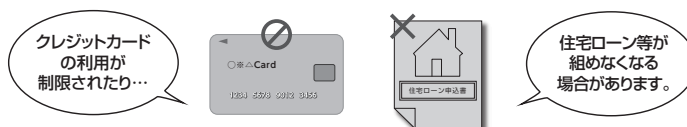
(3) 個人情報情報機関への登録（47頁参照）

① 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人情報情報機関（全国銀行個人情報センター）に個人情報を登録する対象となります。

登録される内容は、個人情報として氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先等が登録され、契約情報として貸与額・最終返還期日等、その他に「延滞」・「強制回収手続」・「完了」等の情報も登録されます。

② 一度個人情報情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。

個人情報情報機関に延滞情報が登録されると…



多重債務化の防止を目的として、上記の措置がとられることがあります。

(4) 法的処理 (49 頁参照)

延滞が続くと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置 (②~④) を執ります。

① 支払督促申立予告

延滞し、督促しても返還しない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全部、利息および延滞金の一括返還を請求すると共に、支払督促を申し立てることを予告をします。

② 支払督促申立

支払督促申立予告で支払いを求めた返還期限を過ぎてもなお返還しない場合は、裁判所に支払督促の申立をします。

③ 仮執行宣言付支払督促申立

支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

④ 強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続きを執ります。

【注意】

- a 支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。
- b 返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息 (第二種奨学金のみ)、最後に元金の順になります。

2. 機関保証の場合

(1) 延滞金の賦課

約束の返還期日を過ぎると、延滞している返還月額 (第二種奨学金については利息を除く、元金のみ) の額に対し、年 (365 日あたり) 5% の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

(2) 督促

奨学金の返還を延滞した場合、機構から返還の督促を行います。

(3) 個人情報情報機関への登録 (47 頁参照)

- ① 返還開始から 6 か月経過後に延滞 3 か月以上になった場合、個人情報情報機関 (全国銀行個人情報センター) に個人情報を登録する対象となります。

登録される内容は、個人情報として氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先等が登録され、契約情報として貸与額・最終返還期日等、その他に「延滞」・「代位弁済」・「完了」等の情報も登録されます。

- ② 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。

(4) 代位弁済の請求と実行

- ① 延滞が続いた場合、機構は保証機関に対し、奨学金の返還残額（元金、利息（第二種奨学金のみ）、延滞金の合計額）を請求します。〔代位弁済請求〕
- ② 保証機関が①の奨学金の返還残額を機構に支払います。〔代位弁済〕
また、奨学生（返還者）の個人情報（代位弁済の情報）が個人信用情報機関に登録されます。
- ③ 保証機関が奨学生（返還者）に対し、機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します。〔求償権の行使〕
- ④ 奨学生（返還者）が保証機関に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が増算されます。返済に応じない場合、保証機関によって法的措置（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。
- ⑤ 保証機関に代位弁済額を完済した場合、保証機関は代位弁済後の完済情報を機構に提供します（代位弁済実行後5年以内）。
- ⑥ 機構からの提供により奨学生（返還者）の個人情報（代位弁済後完済情報）が個人信用情報機関に登録されます（代位弁済実行後5年以内）。

(5) 保証料の返戻

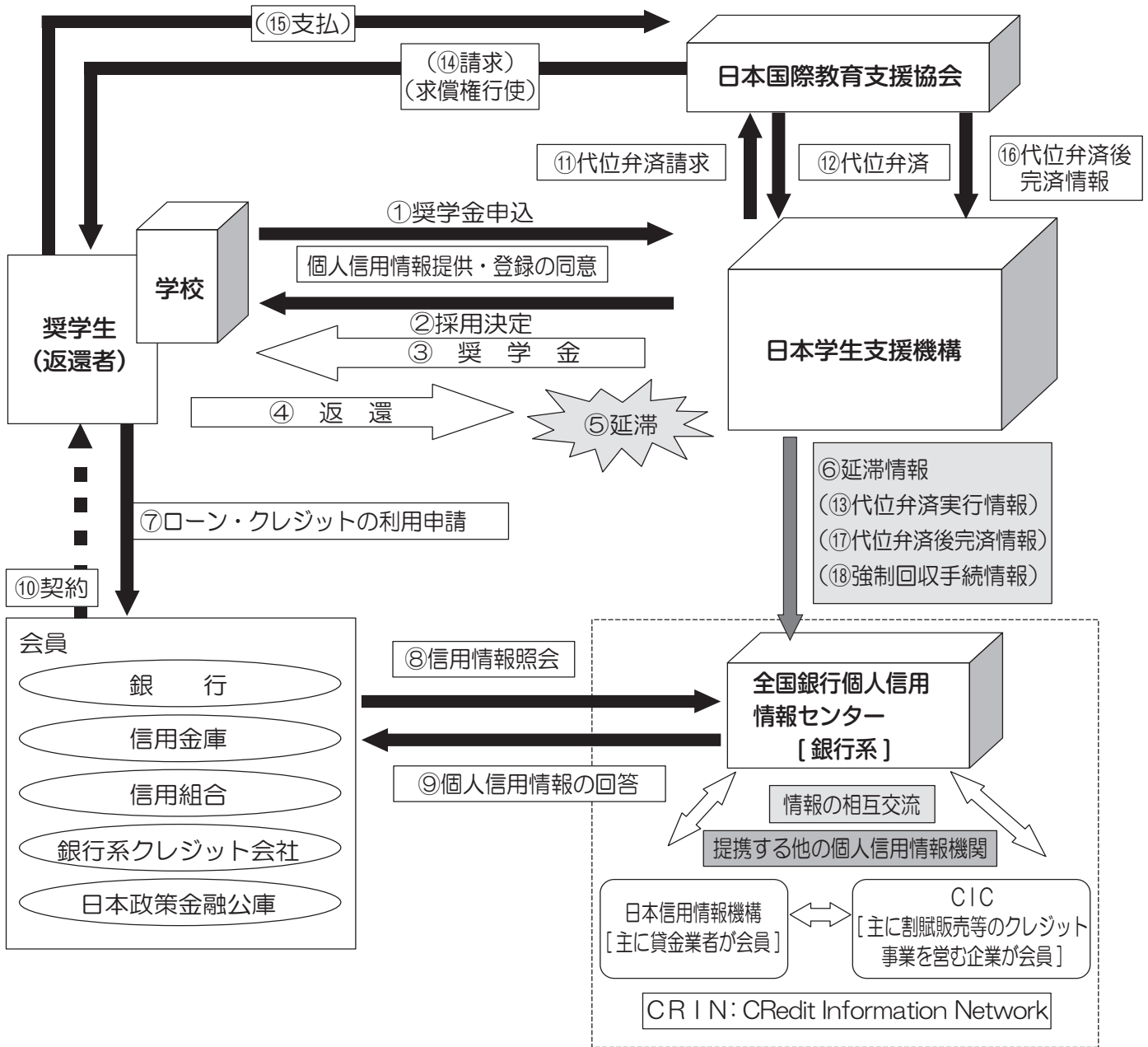
次の①から③のいずれかに該当する場合は、奨学生（返還者）が支払った保証料の一部を保証機関からお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座または振替用口座（リレー口座）となります。

ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座になります。

個人信用情報機関への登録の流れ



Ⅶ 返還の免除

Ⅷ 返還が滞った場合

Ⅸ その他

Ⅹ 各種願出用紙

機構からの情報提供について

個人信用情報機関への登録の流れ（47 頁参照）

(1) 申込～採用決定, 振込

- ①奨学金申込（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

(2) 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上）

(3) 会員による個人信用情報の利用

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員による契約の判断

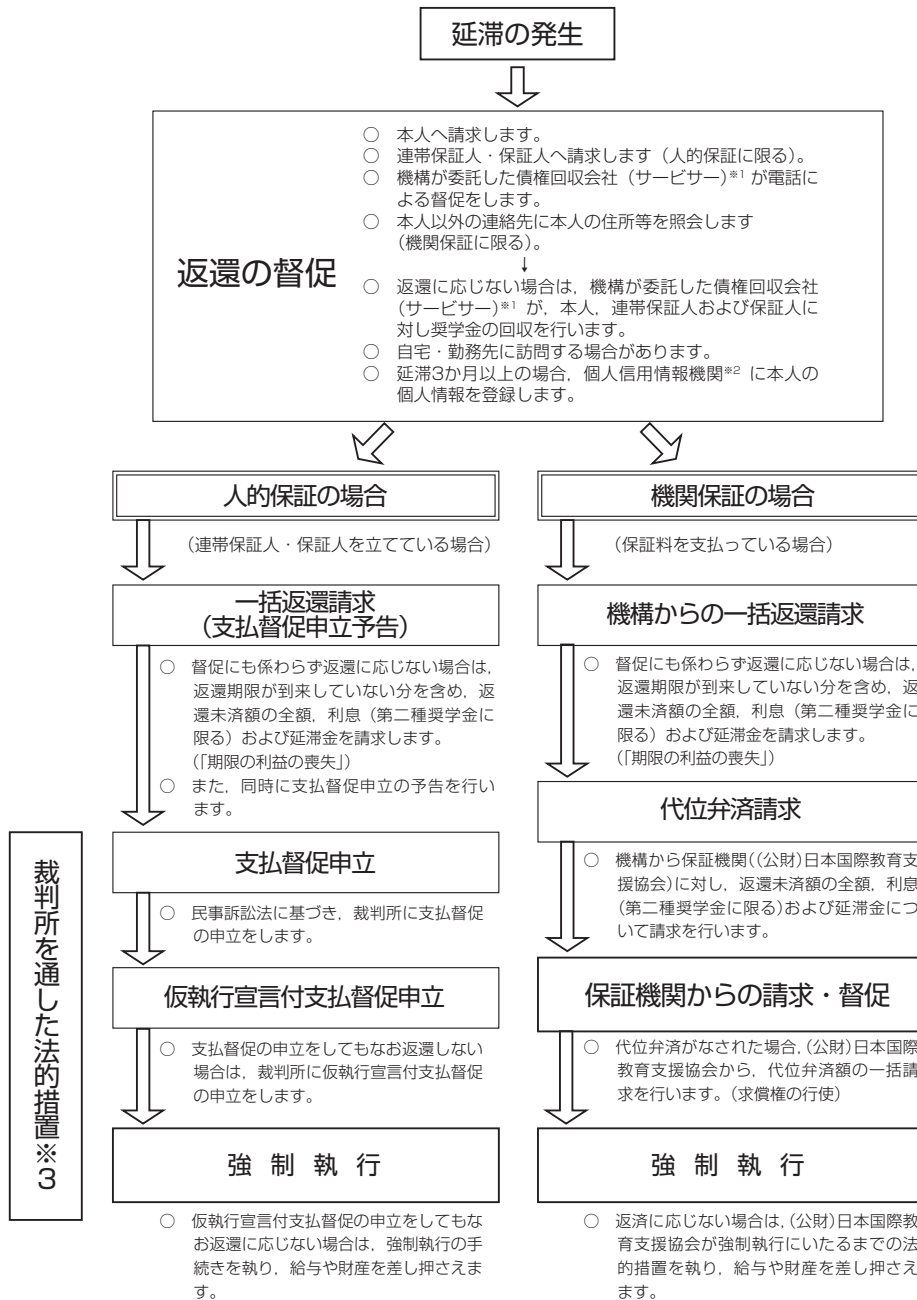
(4) 機関保証制度加入者の例（代位弁済請求～代位弁済後完済）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

(5) 人的保証制度加入者の例

- ⑱強制回収手続情報の登録

奨学金の返還を延滞した場合



※1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

1. 繰上返還

全額または一部を繰り上げて返還することができます。希望するときは、スカラネット・パーソナルによる申し込み、奨学金返還相談センターへの電話連絡、または「繰上返還申込書」（様式は60頁）を郵送・FAXにて機構に提出してください。

一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりとなります。

なお、第二種奨学金については、繰上返還をした場合、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息（22頁参照）はかかります。

申込方法の詳細は、下記「奨学金の繰上返還の申込方法」の表を参照してください。

＜奨学金の繰上返還の申込方法＞

申込方法	申込先	申込期限	繰上返還の明細
スカラネット・パーソナル（インターネットでの申し込み）	スカラネット・パーソナル https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/	繰上返還を希望する月の前月中旬～当月中旬 ※申込期間の詳細は、ホームページで確認してください。	スカラネット・パーソナルの画面上で確認してください。
電話（ナビダイヤル）	奨学金返還相談センター 0570-666-301	繰上返還を希望する月の前月	
郵送・FAX（「繰上返還申込書」での申し込み）	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 日本学生支援機構 奨学事務センター FAX：03-6743-6683 （繰上返還申込書に必要事項を記入のうえ提出してください）	繰上返還を希望する月の1か月前に締切（締切前3か月間が申込期間）	振替月の中旬頃 、「繰上返還通知」でお知らせします。 ※届かない場合は、奨学金返還相談センターにお問い合わせください。

【繰上返還における注意事項】

- 併用返還の方が一部繰上返還をする場合、月賦返還部分のみ一部繰上返還となり、半年賦返還部分については一部繰上返還とならない場合があります。
- 本人・連帯保証人および保証人以外の方から繰上返還を申し込むことはできません。
- 据置期間中の一部繰上返還後の据置期間利息については、残元金に対して残りの据置期間分の利息を再計算し、全返還月額に均等に分割します。
- スカラネット・パーソナルでの申し込みをした方で、繰上返還の振替（引き落とし）希望月の前月の振替ができなかった場合は、繰上返還の申し込みは取り消されます。
（注）繰上返還申込の処理状況については、随時スカラネット・パーソナル画面から確認してください。

2. 返還期間（回数）の変更

2つ以上の返還金（奨学生番号）がある方は、それぞれの貸与総額に応じた返還期間（回数）となりますが、その合計金額を「奨学金返還年数算出表」（16頁参照）の割賦金の基礎額で割って得た年数で返還することができます。

返還期間の変更を希望する場合は、口座に加入後、変更を希望する月の2か月前までに申し出てく

ださい（様式は61頁）。ただし、延滞している場合は認められません。

なお、第二種奨学金は返還期間の変更により、変更前と比べ利息総額が増えることがあります。

[例] 大学で第一種奨学金 2,160,000 円、大学院（修士課程）で第二種奨学金 1,200,000 円を借用した場合	
大学 2,160,000 円 ÷ 150,000 円 = 14.4 14 年(168 回)	⇒ (2,160,000 円 + 1,200,000 円) ÷ 170,000 円 = 19.8
大学院 1,200,000 円 ÷ 100,000 円 = 12 12 年(144 回)	→ 19 年 (228 回) となります。

3. 返還金の充当順位

(1) 第一種奨学金の場合

督促費用があるときは、まずは督促費用に充当し、次に延滞金、最後に元金の順に充当します。

(2) 第二種奨学金の場合

督促費用があるときは、まずは督促費用に充当し、次に延滞金、利息、最後に元金の順に充当します。

4. 振替案内

原則として、毎年1回、返還残額（第二種奨学金の場合は残元金、約定残利息）と次回振替額等を記した「振替案内」を、機構に登録された住所に送付します。

5. 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは「返還完了証」を本人宛に送付します。

6. 外国に在留している期間の返還

外国に在留している期間の返還についても口座振替（リレー口座）で行います。外国に転居する前に住所変更の手続き（国内の連絡先を指定）をし、機構が指定する日本国内の取扱金融機関（14頁参照）で口座振替（リレー口座）の加入手続きをして、振替ができるようにしておいてください。その後は、定期的に口座の残高を確認し、残高不足にならないようにしてください。これらの方法がどうしてもとれない場合は、機構指定の口座（下記参照）に送金してください。

ただし、外国からの送金は、手続きが複雑なうえ送金手数料（本人負担）も必要であり、機構の口座へ入金されるまでには口座振替の場合より多くの日数がかかりますのでご注意ください。

(1) 外国送金の留意点

- ① 送金手数料，関係する銀行手数料等はすべて本人の負担となります。送金額に日本国内で要する手数料を加算し，送金してください。
- ② 振込等に際しては，住所・氏名の他に奨学生番号（カタカナの記号はローマ字で）を参照記号（reference）として，通信欄（message）に必ず記入してください。奨学生番号と氏名が確認できないと，送金されても返還金として入金処理ができません。
- ③ 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では，為替レートの変動により過不足が生じることがありますので，ご注意ください。
- ④ 入金年月日は，送金日ではなく機構の口座に入金された日付となります。

(2) 外国から送金する場合の金融機関

- ① 銀行の振込送金（この方法が最も確実です）

下記の口座は，外国送金受入れ口座なので，日本国内からの送金はしないでください。

受取人名	預金種目	振込先銀行（口座番号）
JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION 10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN ※送金時の受取人名は上記のとおり記入してください。	普通預金	三菱UFJ銀行 本店（7640389） （MUFG Bank, Ltd.） Swift Code : BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1 TEL : 03-3240-1111 三井住友銀行 東京公務部（0126843） （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） Swift Code : SMBC JPJT 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-6-12 TEL : 03-3591-2021

- ② 国際郵便為替による送金（取り扱わない国もあります）

現地の郵便局で下記の宛先の国際郵便為替を作成し，奨学生番号を通信欄または氏名欄に記入して送金してください（円建送金ができない国もあります）。

所在地	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 (10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN)
名称	日本学生支援機構（JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION）

○転居・改氏名・勤務先（変更）届……………54 頁	○奨学金返還期間変更願……………61 頁
○連帯保証人変更届……………55 頁	○在学届……………62 頁～63 頁
○保証人変更届……………56 頁	○在学期間短縮届……………64 頁
○返還保証書……………57 頁～58 頁	○奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願
○本人以外の連絡先（機関保証）変更届……………59 頁	・マイナンバー（個人番号）提出書…65 頁～70 頁
○線上返還申込書……………60 頁	○奨学金減額返還短縮願・奨学金返還期限猶予短縮願 ……71 頁

各種願・届・文書の提出先

返還に関する諸用紙	提出先
転居・改氏名・勤務先（変更）届 線上返還申込書	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 奨学事務センター 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 03-6743-6683 ※スカラネット・パーソナルにて手続き可。
連帯保証人変更届 保証人変更届 本人以外の連絡先（機関保証）変更届 返還保証書 在学期間短縮届 <学校を通じて提出できない場合>	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 奨学事務センター 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 不可
奨学金返還期間変更願	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 不可
在学届 在学届（在学期間短縮） <学校を通じて提出する場合>	在学している学校に提出して、学校の指示に従ってください。 ※スカラネット・パーソナルにて手続き可。
奨学金減額返還願 奨学金返還期限猶予願 奨学金減額返還短縮願 奨学金返還期限猶予短縮願	〒119-0385 独立行政法人日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 （上記提出先は2021年3月31日まで。2021年4月1日以降の提出先は機構ホームページ（下記参照）で確認してください。） <FAX> 不可
返還に関するその他の書類	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 03-6743-6676

免除に関する諸用紙	提出先
・死亡または精神もしくは身体の障害による返還免除について ・特別免除制度による免除について	独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 返還免除課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 不可

口座加入・変更に関する用紙	提出先・請求先
口座振替（リレー口座）加入申込書	【窓口用：提出先】 各金融機関 【郵送用：提出先】 口座振替担当窓口（詳細はホームページ参照） 【請求先】 機構ホームページ（下記参照）から請求してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/furikae/kozahenko.html ※ホームページ以外からの請求先 <電話> 0570-666-301 奨学金返還相談センター <郵送> 独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 03-6743-6676 返還促進課

ここに掲載している様式は2018年10月現在のものです。様式は改正されることがあります。
様式は機構HPにも掲載していますので、願出の際には最新の様式を確認のうえご利用ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>

返還中の願出・届出 検索

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

転居・改氏名・勤務先(変更)届

【人的・機関保証共通】

今回変更をする者を○で囲む	本人	6512
---------------	----	------

奨学生番号													CD	

【人的保証】

今回変更をする者を○で囲む	連帯保証人	6522
	保証人	6532

奨学生氏名	
氏	名

【機関保証】

今回変更をする者を○で囲む	本人以外の連絡先	65C2
---------------	----------	------

奨学生生年月日			
大正	年	月	日
昭和			
平成			

提出日	西暦年	月	日
	20		

変更対象者氏名	
氏	名

※氏と名の間は1コマあけ、濁点・半濁点は1コマ使用

今回変更をする者の氏名(カタカナ) ※改姓を伴うときは、新氏名を記入																								

※改姓のときのみ旧姓・新漢字氏名を記入

旧姓(カタカナ)										改姓のときのみ新漢字氏名														
										氏 名														

新住所	郵便番号												
	漢字	都道府県											
漢字													
電話番号													
携帯電話番号													

勤務先	漢字												
電話番号													

電話番号は市外局番-局番-番号-内線

(注1)連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の転居等の場合も届け出てください。

(注2)改名(改姓を除く)の場合は、その事実のわかる証明書(新旧氏名のわかる公的証明)を添付して提出してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

◎スカラネット・パーソナル(インターネット)からの届出も可能です。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

【人的保証用】

年 月 日

連帯保証人変更届

日本学生支援機構理事長 殿

奨学生本人 署名		奨学生押印 (朱肉を使用する印)→	印
-------------	--	----------------------	---

※奨学生本人
が自署・押印

奨学生番号 - - (奨学生番号ごとに願出)

借用終了時の学校名 _____

奨学生本人住所(〒 _____)

自宅電話番号 _____

携帯電話番号 _____

勤務先名 _____

勤務先電話番号 _____

e-mailアドレス _____

私は、下記のとおり、旧連帯保証人を新連帯保証人に変更しますので、印鑑登録証明書(原本)及び収入に関する証明書類を添付の上お届けします。

※印鑑登録証明書は変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを、収入に関する証明書類は取得できる直近のものを提出してください。

旧連帯保証人 氏名	変更理由
新連帯保証人 氏名	

年 月 日

連帯保証誓約書

日本学生支援機構理事長 殿

私は、奨学生 _____ (奨学生番号 _____) の
日本学生支援機構に対する奨学金返還債務を連帯保証します。

新連帯保証人 署名		新連帯保証人 実印で押印 →	印
--------------	--	-------------------	---

※新連帯保証人
が自署・押印

新連帯保証人	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名	本人との続柄	
	住所 〒 _____		
	自宅電話番号	携帯電話番号	
	勤務先名	勤務先電話番号	

(注) 連帯保証人を変更する場合は、新連帯保証人の承諾・署名・押印が必要です。また、「印鑑登録証明書」及び収入に関する証明書類(源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)を添付してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

※**第一種奨学金(長期派遣給付者対象)**および、**第二種奨学金(海外)**の貸与を受けた方は、専用の用紙がありますので、機構ホームページからダウンロードしていただくか、奨学金返還相談センターに用紙を請求してください。

04-01_20171001

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

【人的保証用】

年 月 日

保証人変更届

日本学生支援機構理事長 殿

奨学生本人 署名		奨学生押印 (朱肉を使用する印) →	印
-------------	--	-----------------------	---

※奨学生本人
が自署・押印

奨学生番号 - - (奨学生番号ごとに願出)

借用終了時の学校名 _____

奨学生本人住所 (〒 _____)

自宅電話番号 _____

携帯電話番号 _____

勤務先名 _____

勤務先電話番号 _____

e-mailアドレス _____

私は、下記のとおり、旧保証人を新保証人に変更しますので、印鑑登録証明書(原本)を添付の上お届けします。
※印鑑登録証明書は変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

旧保証人 氏名	変更理由
新保証人 氏名	

年 月 日

保証誓約書

日本学生支援機構理事長 殿

私は、奨学生 _____ (奨学生番号 _____) の
日本学生支援機構に対する奨学金返還債務を保証します。

新保証人 署名		新保証人 実印で押印 →	印
------------	--	-----------------	---

※新保証人
が自署・押印

新保証人	フリガナ	生年月日	年 月 日	
	氏名	本人との続柄		
	住所 〒 _____			
	自宅 電話番号	携帯 電話番号		
	勤務先名	勤務先 電話番号		

(注) 保証人を変更する場合は、新保証人の承諾・署名・押印が必要です。また、「印鑑登録証明書」を添付してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

※**第一種奨学金(長期派遣給付者対象)**および、**第二種奨学金(海外)**の貸与を受けた方は、専用の用紙がありますので、機構ホームページからダウンロードしていただくか、奨学金返還相談センターに用紙を請求してください。

04-02_20171001

Ⅶ 返還の免除

Ⅷ 返還が滞った場合

Ⅸ その他

Ⅹ 各種願出用紙

機構からの情報提供
について

願出・届出用紙は切取らず，コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

全採用年度共通

(当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

返 還 保 証 書

平成 年 月 日

(① 返還誓約書に添付する場合は、返還誓約書に印字された日付。それ以外は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用(返還)金額・返還回数・割賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

氏 名

.....
(② 当該人物の署名押印、印は実印)



生年月日

年 月 日生

奨学生本人との関係

.....
(③ 当該人物の生年月日を記入)

.....
(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
.....	年 月 日生

(⑤ 奨学生本人の氏名を記入)

(⑥ 奨学生番号を記入)

(⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)		
区 分	金 額	認定基準額 及び 証明書類 (すべてコピー可)
Ⅰ	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が <u>320万円</u> 以上 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振込通知書、年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの) 等
		年間所得金額が <u>220万円</u> 以上 ・確定申告書の控(税務署の受付印のあるもの、直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) 等
Ⅱ	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)以上 ・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) 等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。変更届に添付する場合は、変更届記入日の3か月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの(登記事項証明書<法務局で取得>など)
Ⅲ	万円 ※1万円未満は切り捨て	Iの金額+(IIの金額÷16) ≥ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

04-04_20181001

「返還保証書」の記入上の注意点と記入例

連帯保証人または保証人に4親等以内の親族でない人を選任する場合及び保証人に65歳以上の人を選任する場合は、保証する人（連帯保証人または保証人）が作成した「返還保証書」を添付する必要があります。また、保証する人は、資産等の状況が一定の基準を満たすことが必要です。

保証する人が奨学生氏名欄を含む「返還保証書」のすべての項目を記入してください。

記入を誤った場合は、2本線で消し、実印を押して訂正印としてください。

●返還保証書の記入例

当該人物（保証人もしくは連帯保証人）がすべての項目を記入してください。

（当該人物が①～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入）

全採用年度共通

当該人物（保証人もしくは連帯保証人）が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係」を正しく記入してください。

返 還 保 証 書

平成 **30** 年 **5** 月 **1** 日

① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書以外に添付する場合は記入日

私は、1.の「奨学生本人」が借用する、2.の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認のうえ、4.の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

氏名	奨学五郎		
	② 当該人物の署名押印、印は実印		
生年月日	昭和26年 4月 25日	日生	奨学生本人との関係 祖父
	③ 当該人物の生年月日を記入		④ 続柄を記入

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
奨学太郎	615 - 04 - XXXXXX	平成8年 11月 11日 生
⑤ 奨学生本人の氏名を記入	⑥ 奨学生番号を記入	⑦ 奨学生本人の生年月日を記入

4. 現在の資産等の状況（⑧ 直近の資産等の状況が以下）		金額
区分		
I	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	350 万 ※1万円未満は切り捨て
	給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	万 ※1万円未満は切り捨て
II	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万 ※1万円未満は切り捨て
III	IとIIを組み合わせる場合	万 ※1万円未満は切り捨て

提出可能・不可の証明書類例（全てコピー可）

- I**
- 所得証明書
 - 源泉徴収票
 - 年金振込通知書、年金額改定通知書
 - 年収見込証明書
 - 確定申告書（控）（税務署の受付印があるもの）
 - ※電子申告を行った場合は、申告内容確認票に受信通知又は即時通知の写しを併せて添付
 - △特別徴収税額決定通知書（通知書全体を切断せずにA4サイズに縮小コピーし、内容を確認できる状態にしたものであれば可）
 - ×給与明細
- II**
- 預貯金残高証明書（預貯金額）
 - 固定資産評価証明書（土地・不動産評価額）
 - ※（資産が共有名義の場合、）持分割合の記載が無いものは不可
 - 持分割合の記載が無い場合は、「登記事項証明書」（法務局にて取得）等、持分割合が明記されている書類の添付が必要
 - 取引残高報告書（有価証券残高）
 - ×通帳のコピー

※年金は給与として扱います。

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関へ提供されます。

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」を正しく記入してください。

I～IIIのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

- ※ 楷書ではっきり記入してください。
- ※ この様式は「本人以外の連絡先」として届け出ている方を変更するための届出用紙(機関保証選択者用)です。届け出ている方の住所・電話番号等を変更する場合は、スカラネット・パーソナル(インターネット)または「転居・改氏名・勤務先(変更)届」により届け出てください。

年 月 日

本人以外の連絡先(機関保証)変更届

日本学生支援機構理事長 殿

奨学生本人 署名	印
-------------	---

※ 奨学生本人
が自署・押印

奨学生番号 - - (奨学生番号ごとに届出)

借用終了時の学校名 _____

住所(〒 _____)

自宅電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

勤務先名 _____ 勤務先電話番号 _____

e-mailアドレス _____

私は、下記のとおり、「本人以外の連絡先」の方を、新しい「本人以外の連絡先」の方に変更しますので、お届けします。

(旧)本人以外の連絡先 氏名	(新)本人以外の連絡先 氏名
-------------------	-------------------

以下は、新しい「本人以外の連絡先」の方がご記入ください。

私は、上記奨学生の「本人以外の連絡先」となることを承諾します。

(新)本人以外の連絡先 署名

※ 新しい「本人以外の連絡先」の方が自署

(新) 本人 以外 の 連絡 先	フリガナ	生年月日	年	月	日
	氏名	本人との続柄			
	住所	〒 _____			
	自宅 電話番号	携帯 電話番号			

(注)「本人以外の連絡先」として届け出ている方を変更する場合は、新たに「本人以外の連絡先」となる方の承諾・署名が必要です。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に、また、本人の連絡先情報が「本人以外の連絡先」に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

なお、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

04-06_20171001

Ⅶ
返還の免除

Ⅷ
返還が滞った場合

Ⅸ
その他

X
各種願出用紙

機構からの情報提供
について

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

繰上返還申込書

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

1. 奨学生情報欄

奨学生	フリガナ 奨学生氏名	生年月日	年	月	日
	住所 〒.....	旧姓			
	自宅 電話番号	携帯 電話番号			
	勤務先名				

※確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

2. 繰上返還希望月 (提出日より3か月以内の月を記入してください)。

月 振替日に、下記奨学生番号の奨学金繰上返還を希望します。

3. 繰上返還希望内容 (繰上返還希望の奨学生番号のみ記入してください。)

(1)	奨学生番号			
	全額				
	一部	A	当月分+_____回分	B	_____円(上限)
(2)	奨学生番号			
	全額				
	一部	A	当月分+_____回分	B	_____円(上限)

※「全額」又は「一部」の希望する返還方法に○を記入し、「一部」の場合はAかBに回数又は金額を記入してください。「一部」のBを希望する場合は、希望金額に近い繰上返還回数を本機構で計算し設定します。
 ※併用返還(月賦返還と半年賦返還の併用)の人が一部繰上返還をする場合、月賦返還部分のみ一部繰上返還となり、半年賦返還部分については一部繰上返還とならない場合があります。

4. 繰上返還通知送付先

記入の無い場合は口座名義人宛に送付いたします。

通知送付先	フリガナ 氏名	奨学生との続柄(奨学生本人の場合は「本人」と記入)			
	住所 〒.....				
	自宅 電話番号	携帯 電話番号			

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

スカラネット・パーソナル(インターネット)では繰上返還の申込み、及び返還残額の確認もできません。郵送・FAXによる繰上返還の申込は、繰上返還を希望する月の振替日の一か月前に締め切ります。

Ⅶ 返還の免除

Ⅷ 返還が滞った場合

Ⅸ その他

X 各種願出用紙

機構からの情報提供について

※楷書ではっきり記入してください。

奨学金返還期間変更願

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

貸与を受けた奨学金の借用金額の合計額により算出した返還期間(回数)にもとづいて返還したいので、返還期間の変更をお願いします。
変更を希望する奨学生番号のみ記入してください。

奨学生番号	借用金額
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
合 計	円

フリガナ		印
奨学生氏名	(年 月 日生)	
住 所	〒	
電話番号	(自宅) _____ (携帯) _____	
e-mail アドレス		
勤務先名	電話番号	

※確認の連絡を取る必要がありますので、電話番号は必ず記入してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※学校で証明を受けた後、日本学生支援機構に提出してください。
 ※楷書ではっきり記入してください。

※スカラネット・パーソナル（インターネット）でも在学猶予願の提出ができません。
 ※在学猶予が承認された後、短縮卒業・退学等の理由により、在学期間に変更が生じた場合は、届け出てください。

データ種別				在 学 届		在学期間短縮の場合は☑してください。						
1	2	3	4			<input type="checkbox"/> 在学期間短縮						
1	3	1	6									
奨 学 生 番 号				フリガナ								
記号				氏 名								
5	6	7	8	9	10	11						
12	13	14	15	生年月日		年 月 日生						
CD				連絡先電話番号		- -						
姓（カタカナ）				現在の入学年月		現在の卒業予定期						
17	18	19	20	西暦年	月	西暦年	月	在学年数				
21	22	23	24	25	26	27	28	29				
ここから記入				西暦の下2桁を記入		西暦の下2桁を記入		30	31	32	33	34
給付終了時の学校名				給付終了年月・事由								
				年 月分まで受領 満期・辞退・退学・廃止								
該当する場合のみ○で囲む → 留年・休学・在籍中の留学・通信教育・放送大学												
現在の学籍（学生証）番号												
学校名 _____ 大学 _____ 学部 _____ 学科 ⎧ 昼間部 夜間部 学年 _____ _____ 大学院 _____ 研究科 _____ 専攻科 ⎧ M C D C D医歯 D一貫 学年 _____ 専修学校名 _____ 学校 高等課程 _____ 分野 _____ (TEL _____) 専門課程 _____ 学科 _____ 学年 _____ (修業年限 _____ 年課程) 高等専門学校・高等学校名 _____ 学校 _____ 学年 _____ 上記のとおり在学している（いた）ことを証明します。 _____ 年 月 日												
学校長名 _____ 大学長名 _____ (関係部課長) _____						電話番号（担当者名） _____ () _____ - _____		学校番号 _____ 区分 _____ _____ : _____ : _____ : _____ : _____ : _____				
【連絡事項欄】（在学期間短縮の場合は、退学等の学籍日を記入してください。）												

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
 機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

「在学届」の記入上の注意点と記入例

1. 奨学生番号は、奨学金の借用が終了しているものうち採用年度の「新しい番号」を記入すること。

奨学生番号の記入例

(例) 698カ65432

奨学生番号											
記号										CD	
6	9	8	カ	6	5	4	3	2			X

(例) 611-04-654321

奨学生番号											
記号										CD	
6	1	1	0	4	6	5	4	3	2	1	X

2. 借用終了後の学校名は、借用が終了したもののうちで最後に貸与された学校名を記入すること。
3. 姓は左につめてカタカナで記入し、ダク点、半ダク点は、1コマ使用すること。
(姓の6コマ以上、及び名は書かなくてよい。)

(例) 円城寺和子

姓(カタカナ)					
エ	ン	シ	・	ヨ	

(例) 青木昭子

姓(カタカナ)					
ア	オ	キ			

4. 卒業予定期は、現在在学中の学校の正規の最短修業期の年を西暦の下2桁(平成の年+88)で記入すること。

なお、休学などで正規の最短修業期を超えたときは、その卒業予定期を記入して提出すること。

また、卒業予定月が3月ではない場合は、3と記載のあるところに二本線を引き、上部余白に正しい月を記入すること。(訂正印不要)

5. 在学年数は、次の(1)～(4)のいずれかの年数を記入すること。
- (1) 1年次入学(学士入学を含む)のときは、そのときから正規の最短修業期までの年数
 - (2) 休学、その他の事由で卒業が延期となったときは、その延びる年数
 - (3) 辞退、廃止などにより在学期間中に借用が終了したときは、そのときから卒業するまでの年数
 - (4) 留年した者及び大学の通信教育部又は放送大学の全科履修生として在学する者は「1」を記入し、毎年提出すること。
- ※在学期間が1か月～11か月の場合は、「1」と記入すること。

6. 専修学校については、学校の電話番号(担当者名)及び修業年限も記入すること。

7. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなった場合

卒業等により在学猶予を受ける資格がなくなります。提出済みの在学期間は短縮となりますので必ず「在学届」の在学期間短縮欄のチェックボックスにチェックし、在学していた学校に届出てください。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※楷書ではっきり記入してください。

在学期間短縮届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、届出済みの在学期間を短縮しますのでお届けします。

奨学生番号 _____ . .

フリガナ _____

氏 名 _____

印

生年月日 _____ 年 月 日

住 所(〒 _____)

自宅電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

e-mailアドレス _____

(在学期間短縮の内容)

在学猶予を受けている学校名 _____

入学年月 _____ 年 月

当初の卒業予定年月 _____ 年 月

短縮後の卒業又は退学等年月 _____ 年 月

在学期間短縮の理由 _____ 早期卒業 ・ 退学

(該当を○で囲んで下さい。)

(注) 諸事情により、学校を通じて「在学届」(在学期間短縮)を提出できない場合は、本届出を日本学生支援機構へ直接ご提出ください。「短縮後の卒業又は退学等年月」から6か月経過後に返還が開始となります。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

07-04_20171001

Ⅶ 返還の免除

Ⅷ 返還が滞った場合

Ⅸ その他

Ⅹ 各種願出用紙

機構からの情報提供
について

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。
 ※ 記入には、黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用してください。

奨学金減額返還願 / 奨学金返還期限猶予願

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構奨学金の返還につき、以下のとおり願ひ出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令が定めた範囲で日本学生支援機構がマイナンバー(個人番号)を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

記入日 (西暦) 年 月 日

<input type="checkbox"/> 貸与を受けた全ての奨学生番号について希望する ※必ず奨学生番号を記入してください	奨学生番号	
	<input type="checkbox"/> 右欄に記入の奨学生番号について希望する	奨学生番号
フリガナ		
本人氏名	<input type="checkbox"/>	生年月日 (西暦) 年 月 日生
本人住所	〒 _____	
電話番号 (自宅)	— —	(携帯) — —
勤務先	勤務先名	勤務先電話番号 — —
外国居住の場合の日本国内連絡先	〒 _____ 住所	連絡先氏名 _____ 連絡先電話番号 — —

いずれかの口に✓をつけてください

いずれかの口に✓をつけてください

いずれかの口に✓をつけてください (口に✓がない場合、両方に✓がある場合は、審査できません)

【申請内容・期間について】 「できるだけ早い時期」に✓がある場合は、審査時の次回返還期日を減額返還又は猶予の開始月とします。
 ※減額返還の欄と猶予の欄の両方に記入された場合は、審査できません。

奨学金 **減額返還** を希望する (審査の時点で延滞している場合には適用されません。第一種奨学金「所得連動返還方式」(平成29年度以降採用)選択者は、減額返還を申請することはできません。)

希望減額期間及び減額返還方法 できるだけ早い時期 (又は前回承認された減額返還期間終了翌月) (西暦) 年 月	①通常割賦金額の1/2の金額で、以下に✓した期間返還する。(注) <input type="checkbox"/> 2か月 <input type="checkbox"/> 4か月 <input type="checkbox"/> 6か月 <input type="checkbox"/> 8か月 <input type="checkbox"/> 10か月 <input type="checkbox"/> 12か月
	②通常割賦金額の1/3の金額で、以下に✓した期間返還する。(注) <input type="checkbox"/> 3か月 <input type="checkbox"/> 6か月 <input type="checkbox"/> 9か月 <input type="checkbox"/> 12か月

(注)減額返還を希望する月数の口に✓をつけてください。✓がないと12か月として取り扱います。また、複数に✓があった場合は長い方の期間を希望期間として取り扱います。

奨学金返還期限 **猶予** を希望する

希望猶予期間 できるだけ早い時期 (西暦) 年 月 ~ (西暦) 年 月 まで (※12か月以内の期間を記入してください)	12か月 (口に✓がない場合、両方に✓がある場合は、12か月として取り扱います)
--	--

第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)(裏面※1参照)に該当する方は、以下のどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません。)
 私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2参照)となつて いる いない

【願出の事由】 ・口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。
 ・【事情】と【今後の返還見通し】を記入してください。未記入の場合は審査できません。

事由	<input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 生活保護受給中 <input type="checkbox"/> 入学準備中 <input type="checkbox"/> 失業中 <input type="checkbox"/> 経済困難 <input type="checkbox"/> その他 ()
保険証申告欄	証明書一覧に「健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の口に✓してください。 私の健康保険証は <input type="checkbox"/> 国民健康保険ではない ※国民健康保険でない場合、マイナンバーの提出により健康保険証のコピーの提出が不要となります。
【事情】 返還困難な事情を収入と支出の状況(金額、使途など)とともに、わかりやすく具体的に記入してください。	
【今後の返還見通し】 減額返還期間又は猶予期間終了後の返還の見通しを記入してください。	

※減額返還希望の方、及び猶予希望で年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。

【マイナンバーの提出について】 マイナンバーを提出できない場合は、その旨を下の欄に記入してください。
 例: 現在海外にいるため提出できない。マイナンバーカードが盗難に遭ったため届け出ている。等
 ※マイナンバーを提出されない場合、証明書の添付は省略できませんので別途ご用意ください。既に提出されている場合、再度の提出や下の欄への記入は不要です。

※適用希望月の前々月末までに願ひ出てください。

VII 返還の免除

VIII 返還が滞った場合

IX その他

X 各種願出用紙

機構からの情報提供について

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。

15-07_20180901

②裏面

表面の「※1」、「※2」の説明です。ご確認ください。

※1 「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得運動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者)の対象となっている方は、貸与を開始する際に交付された奨学生証にその旨記載されていますので、ご確認ください。

※2 地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同項第8号に規定する扶養親族をいいます。これらに該当する方については、本機構が定める条件を満たしている場合に限り、「猶予年限特例」又は「所得運動返還型無利子奨学金」による猶予が適用されます。

以下のことについて、ご了承ください。

○承認通知が届くまでは、通常割賦金での請求となり、振替口座への請求、払込取扱票発送、本人又は連帯保証人・保証人への請求行為も停止できません。

○審査の結果、承認する場合には、減額返還については適用期間とその返還明細を、返還期限猶予については適用期間を通知します。

なお、承認通知は、本人・連帯保証人(人的保証制度の場合)の双方及び振替口座の名義人(減額返還で本人・連帯保証人と異なる場合のみ)に送付します。

○提出書類等に虚偽があることが認められたときは、承認された減額返還・返還期限猶予は取り消されます。

○マイナンバーの提出により省略できる証明書類については事由により異なります。証明書一覧で確認してください。

年間収入(税込)が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、必ず確認してください。

★奨学生本人の年間収入が300万円(税込)(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える場合は、以下の控除項目に該当し、控除後の年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)以下になることを確認して、減額返還・返還期限猶予を願い出ください。願出にあたってはホームページに別途掲載の「控除計算表」も提出してください。なお、控除項目1～6は「控除計算表」に記載の証明書も必要です。

※追加の書類の提出を依頼する場合があります。

※審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

控除項目	内容
1 奨学生本人の被扶養者にかかる控除	①証明書で被扶養者がいることを確認できる場合に控除 ②1人につき38万円控除
2 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助	①親を奨学生の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。 ②年間38万円上限(父と母が別居の場合で各々に援助している場合は、1世帯につき年間38万円上限(合計76万円)までの実費を控除 ③父・母が生活保護を受給している場合は認められません。
3 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族への援助(2親等以内で配偶者・子を除く)	①「2.親への援助」に加えて援助が必要な場合のみ(対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。) ②兄弟姉妹の場合は、学生に限ります。 ③年間38万円上限までの実費を控除 ④援助の受領者が生活保護を受給している場合は認められません。
4 奨学生本人にかかる医療費	①奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
5 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助	①奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
6 (「災害」事由に限る)住宅取得経費、自宅修理工費、車・家財購入経費	①奨学生本人が罹災し、住宅取得経費・自宅修理工費、車・家財購入経費等、災害にかかる支出がある場合 ②奨学生本人名義、または支払い者が奨学生本人の領収証、ローン明細書等により証明される年間支出額を控除
7 減額返還を願い出する場合の控除	減額返還を願い出する場合のみ、一律25万円控除

同意事項・注意事項 ※減額返還を希望する方は、必ず確認してください。

奨学金 **減額返還** を希望する方は、以下の事項に同意の上、注意事項を確認し、減額返還願を提出してください。

○月賦以外の返還方法(年賦、半年賦、月賦・半年賦併用)で返還している方は、減額返還の承認に伴い、月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も月賦返還が継続します。月賦の返還方法による割賦金は、減額返還承認通知で確認してください。

○減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用取消とし、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金を加えた額を返還いただくことになります。

[注意事項]

※減額返還は、割賦金額を減額して、返還期間を延長するものです。返還予定総額が減額されるものではありません。

※審査の時点で延滞している場合には適用されません。(延滞を解消することにより翌月以降審査が可能となります。)

※口座振替(リレー口座)加入者のみ利用可能です。未加入の方は、事前に金融機関で手続きを済ませて、

「口座振替(リレー口座)加入申込書【窓口用】」「預・貯金者控」(金融機関確認印があるもの)のコピーを同封してください。

※「個人情報情報の取扱いに関する同意書」が提出されていることが必要です。

未提出の方は、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の内容を確認し、記入・押印の上、同封してください。

(奨学生番号ごとに提出が必要です。但し、過去に一度提出して減額返還を承認されていて、減額返還の願い出が2回目以降となる奨学生番号については、提出不要です。)

3か月以上延滞した場合は、個人情報情報機関に延滞者として登録され、返還完了まで情報が更新されます。

また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。

15-07_20180901

2018年10月1日現在の様式です。提出時には機構HPより最新の様式をご確認ください。

①表面

減額返還願・返還期限猶予願【提出前チェックシート】

減額返還願・猶予願を提出する前にもう一度間違いがないか確認し、「はい」に○をしてください。

☆このチェックシートは減額返還願又は猶予願と一緒に提出してください。

【複数の奨学生番号をお持ちの方】

- ・全ての奨学生番号について減額返還又は返還期限猶予を願出する場合
→1枚の願出用紙で申請可能です。チェックシートも1枚提出してください。
- ・減額返還と返還期限猶予の両方を申請する場合
→減額返還及び返還期限猶予それぞれに願出用紙の記入及び願出事由に合った証明書が必要です。チェックシートも2枚提出してください。

奨学生番号：

氏 名：

項番	点 検 事 項	左の項目を確認し、「はい」を○で囲む
----	---------	--------------------

減額返還・猶予 共通

1	黒または青の摩擦等で消えないボールペンで記入しましたか。 ※鉛筆・消えるボールペンでの作成は不備となり返送されます。	はい
---	---	----

【願出様式の表面】

2	「奨学金減額返還願」「奨学金返還期限猶予願」のうち希望する願出のいずれかの口に入りましたか。 ※減額返還と返還期限猶予を両方申請する場合はそれぞれ願出用紙の記入と証明書の提出が必要です。	はい
3	日付を記入しましたか。 ※作成した年月日を記入してください。	はい
4	「全ての奨学生番号について希望」または「記入の奨学生番号について希望」のいずれかの口に入りましたか。 ※「全ての奨学生番号」にチェックがない場合は、記入された奨学生番号のみ審査対象となります。 ※全奨学生番号を希望する場合は、全ての奨学生番号を記入してください。	はい
5	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先の記入に間違いはないですか。 ※改姓、住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。 本機構で登録を変更します。	はい
6	押印しましたか。 ※押印漏れは不備となり返送されます。	はい

・第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者)

に該当する方のみ記入

7	「配偶者又は扶養親族となって □いる □いない」のいずれかの口に入りましたか。 ※記入漏れは不備となり返送されます。	はい
8	願出の事由が「経済困難」で、奨学生が配偶者又は親等の被扶養者となっている場合、被扶養者の要件のいずれかに該当する方は、要件に該当する証明書と事情書も併せて添付しましたか。 ※ホームページ等(「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者))で「被扶養者の要件」及び添付証明書、事情書を確認してください。	はい

減額返還 を希望する方のみ記入

9	希望減額期間の開始時期についていずれかの口に入りましたか。 ※「(西暦) 年 月」を選択した場合は具体的な開始年月を記入してください。(過去の年月は不可)	はい
10	希望する減額返還方法の選択と希望減額期間について ※希望減額期間について✓がない場合はいずれも12か月として取り扱います。 ※希望減額期間に複数✓があった場合は長い方の期間を希望期間として取り扱います。 ----- 通常割賦金額の1/2で返還希望 →①の口に入りましたか。 通常割賦金額の1/3で返還希望 →②の口に入りましたか。	はい
11	所得証明書を添付しましたか。(マイナンバーの提出により所得証明書の提出は省略できます。) ※新卒(退学)・在学猶予切れ等、および外国居住の低所得者は添付証明書が異なりますので証明書一覧で確認してください。	はい
12	【11で年間収入(税込)325万円(所得225万円)を超えており、以下の事由に該当する方のみ】 傷病、失業、災害、減収、無給に該当する方は、当該事由に該当する証明書も添付しましたか。	はい

②裏面 に続きます。

15-08_20180901

Ⅶ 返還の免除

Ⅷ 返還が滞った場合

Ⅸ その他

X 各種願出用紙

機構からの情報提供
について

猶予	を希望する方のみ記入	②裏面
13	希望猶予期間の開始時期についていずれかの口に✓を入れましたか。	はい
14	希望猶予期間の「できるだけ早い時期～」を選択の場合、猶予終期のいずれかの口に✓を入れましたか。	はい
15	希望猶予期間の「(西暦)年 月～」を選択した場合、次回返還期日または希望する年月から1年以内を記入しましたか。(1年=12か月以内。例:10月から猶予希望の場合、最長で翌年の9月まで。)	はい
16	添付した証明書は願出の事由に合っていますか。 (マイナンバーの提出により提出を省略できる証明書があります。) ※証明書一覧またはホームページで添付する証明書を確認してください。	はい
17	添付した証明書は希望の猶予期間に合っていますか。	はい

減額返還・猶予 共通

18	願出の事由を選択しましたか。	はい
19	保険証申告欄に記入しましたか。 ※証明書一覧に「健康保険証の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合。	はい
20	事情欄の記入内容は選択した願出の事由と合っていますか。	はい
21	事情欄には現在返還が困難である事情を収入支出の具体的な金額を用いて、具体的に記入しましたか。	はい
22	今後の返還見通しについて記入しましたか。	はい
23	マイナンバーを提出できない場合は、その旨を【マイナンバーの提出について】に記入しましたか。 願出にはマイナンバーの提出が必要です。「マイナンバー提出書」とマイナンバー提出に必要な証明書類を用意してください。(マイナンバーをすでに機構に提出済みのおよびマイナンバーを提出できない人は除く)	はい

【願出様式の裏面】

給与所得者で年間収入(税込)が300万円(給与所得以外の所得を含む場合は年間所得が200万円)を超える方のみ記入

24	②裏面の「控除項目」に該当しますか。	はい
25	年間収入(税込)が300万円(給与所得以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、「年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のための控除計算表」で控除額を計算し、年間収入(税込)が300万円(所得200万円)以下となることを確認しましたか。	はい
26	②裏面の「控除項目」1～6に該当する場合は、「控除計算表」に記載の証明書類を用意しましたか。	はい

減額返還 を希望する方のみ記入

27	「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していますか。未提出の場合、今回同封しましたか。 ※複数の奨学生番号をお持ちの方は、奨学生番号ごとの提出が必要です。 ※同意書の提出がなければ、減額返還の願出を受付できません。同意書はホームページなどで取得可能です。	はい
28	口座振替(リレー口座)に加入していますか。 ※これまで加入していなかった場合、延滞とならないよう払込取扱票でゆうちょ銀行(郵便局)から送金し、払込受領証(受領印があるもの)のコピーと、「口座振替(リレー口座)加入申込書【窓口用】」の「預・貯金者控」(金融機関確認印があるもの)のコピーを同封してください。	はい
29	延滞なく返還していますか。 ※延滞している方は、事前に延滞を解消してから願出してください。	はい
30	減額返還願裏面の「同意事項・注意事項」はすべての事項をよく読み確認しましたか。	はい

- 減額返還又は返還期限猶予が承認されるまでの間、口座振替(リレー口座)による振替や請求書の発送及び督促を止めることができません。
- 押印漏れ、記入漏れや記入不備、証明書不備等の場合は返送されます。返送された場合は、書類を改めて提出する必要があります。
- 転居の届出を怠ったために延滞し、その結果複数年の猶予を申請するときには、追加で「住所変更届出失念理由書」の提出を求めることがあります。
- 減額返還又は返還期限猶予の願出にはマイナンバーの提出及び事由に合った証明書の添付が必要です。

【提出先】 〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口<専用郵便番号のため左記の郵便番号と宛名のみで届きます。

ホームページの掲載内容も確認していただくなど、不備による返送とならないように十分注意してください。

減額返還について https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html

返還期限猶予について https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html

15-08_20180901

減額返還・返還期限猶予を申請する際には、マイナンバーの提出が必要です。
最新の様式をホームページ等から入手し、記入方法を確認した上で、必要な書類を添付し、
願出用紙及び証明書類と一緒に提出してください。
なお、既に機構にマイナンバーを提出済みの方は、再度の提出は必要ありません。

マイナンバー(個人番号) 提出書

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

私は、日本学生支援機構が学資の貸与に関する事務（採用及び回収に係る業務を含む）の遂行のためにマイナンバー（個人番号）を利用するという利用目的を理解した上で、私のマイナンバーを貴機構に提出いたします。
なお、マイナンバーとは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさし、個人番号を提出した場合は、同法及び関連法令が定めた範囲で機構が個人番号を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。
※複数の奨学生番号がある場合は、その一つにつきマイナンバーを提出すれば、他の全ての奨学生番号の奨学金についても上記同意があったものとして取り扱います。

※黒または青の摩擦等で消えないボールペンを使い、判読可能な文字で記入してください。

署 名 欄	記入日	(西暦) 年 月 日	
	フリガナ		押印欄
奨 学 生 本 人 情 報 欄	氏名(自署)	※番号確認書類及び身元確認書類に記載の氏名を記入してください。	
	奨学生番号	※複数の奨学生番号がある場合でも、1つのみの記入で構いません。	
	フリガナ		
	現住所	〒 都道府県 市区町村	
マイ ナ ン バ ー (個 人 番 号) 記 入 欄	生年月日	(西暦) 年 月 日	
	電話番号	- -	
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> マイナンバー(個人番号) 数字記入例 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> マイナンバー(個人番号) 数字記入訂正例 9 0 1 2 9 0 0 2 </div> </div>	

番号確認書類を見ながら、マイナンバーを枠の中に記入してください。

**マイナンバーを提出する際にはこの提出書以外に
1. 番号確認書類と 2. 身元確認書類 の提出が必要です。**

マイナンバーが記載されている面をコピーし、切り取りの上、下記枠内に貼り付けてください。記載事項に変更がある場合は両面必要です。

1. 番号確認書類コピー貼付欄
以下のいずれか1点を貼り付けてください。

マイナンバーカード
 ・マイナンバーがある面を貼付

通知カード
 ・マイナンバーがある面を貼付
 ※記載事項に変更がある場合は裏面もコピーし、裏面のコピーは封筒に同封してください。

住民票の写しを提出する場合は封筒に同封(コピー不可)。

2. 身元確認書類コピー
を必ず用意し封筒に同封してください。

詳しくは『番号確認書類及び身元確認書類の準備』をご覧ください。

←

+

→

※番号確認書類については原本ではなく必ずコピーを貼り付けてください（住民票の写しを提出する場合は封筒に同封）。
※のりを使う際は、よく乾かしてから封筒に入れてください。

機構使用欄	受付日	管理番号	MN提出書	番号確認書類	身元確認書類	
						Y2018.09

番号確認書類及び身元確認書類の準備

以下を読み、1.「番号確認書類」と2.「身元確認書類」を両方ご用意ください。
 番号確認書類は拡大・縮小せずにコピーし、切り取りの上、「マイナンバー（個人番号）提出書」に貼り付けてください。
 住民票の写しを提出する場合は封筒に同封してください。
 身元確認書類は拡大・縮小せずにコピーし封筒に同封してください。

※書類は有効期限が切れていないことを確認してください（いずれの書類も提出時に有効なものに限る）。



マイナンバーカードをお持ちですか？

(個人番号カード)

持っている

1. 番号確認書類

「マイナンバーカード」裏面のコピー
(マイナンバーがある面)

- ・マイナンバーがある面をコピー
⇒書類が用意できたら、「マイナンバー提出書」に貼り付けます。



2. 身元確認書類

「マイナンバーカード」表面のコピー
(顔写真がある面)

- ・顔写真がある面をコピー
⇒書類が用意できたら、封筒に同封します。

持っていない

1. 番号確認書類

以下のいずれか1点を用意

「通知カード」表面のコピー
(マイナンバーがある面)

- ・マイナンバーがある面をコピー
- ・記載事項に変更がある場合は表裏の両面をコピー
⇒書類が用意できたら、表面を「マイナンバー提出書」に貼り付けます。
※裏面は「マイナンバー提出書」に貼り付けず、封筒に同封します。

マイナンバー記載の住民票の写し
(コピー不可)

- ・本人のみ記載の住民票の写しでマイナンバーがあるもの
- ・発行印があり、かつ発行日から6か月以内のもの
⇒「マイナンバー提出書」に貼り付けず、封筒に同封します。



2. 身元確認書類

「顔写真付きの公的身分証明書」をお持ちですか？

持っている

以下①～④のいずれか1点を用意

①運転免許証表面のコピー (顔写真がある面)

- ・記載事項に変更がある場合は表裏の両面をコピー

②パスポート(旅券)のコピー

- ・顔写真のページと所持人記入欄のページを両方コピー
(記載事項に変更がある場合は追記ページもコピー)

③在留カード表面のコピー または
特別永住者証明書表面のコピー (顔写真がある面)

- ・記載事項に変更がある場合は表裏の両面をコピー

④身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・
療育手帳 または 住基カードのコピー

- ・顔写真、氏名、生年月日、住所がある面またはページをコピー

⇒書類が用意できたら、封筒に同封します。

持っていない

以下⑤～⑦のいずれか2点を用意

⑤健康保険証のコピー

- ・カード式の場合は表裏の両面をコピー
(注意)健康保険証裏面に住所の記入が必要

⑥生活保護受給者証のコピー または
年金手帳のコピー

- ・氏名、生年月日が記載されている面またはページをコピー
(注意)生活保護受給証明書は不可

⑦社会保険料・公共料金の本人氏名記載の領収書、
その他の公的機関が発行した証明書類(※)のコピー

- ・発行日から6か月以内のもの
- (※)「その他の公的機関が発行した証明書類」とは納税証明書、所得証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し など
- (注意)・社会保険料、公共料金の領収書2点での組み合わせの提出は不可。
・社会保険料、公共料金の領収書は本人氏名記載があるものに限る。
・番号確認書類として住民票の写しを提出する場合、住民票の写しを身元確認書類として利用できません。

Y2018.09

2018年10月1日現在の様式です。提出時には機構HPより最新の様式をご確認ください。

記入日： 年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

奨学金減額返還短縮願
奨学金返還期限猶予短縮願

現在、下記奨学金は減額返還もしくは返還期限猶予の承認期間中ですが、通常の割賦金額での返還再開をお願いします。

記

○奨学生番号（短縮希望の奨学生番号をすべて記入）：

○通常返還の開始希望年月

年 月 より返還開始希望

※ 減額返還については、2分の1で適用されている場合は2の倍数回、3分の1で適用されている場合は3の倍数回の返還が終了した翌月から変更となります。

フリガナ：

○奨学生氏名：

印

生年月日： 年 月 日

○住所： 〒 ー

○自宅電話番号：

○携帯電話番号：

○勤務先名：

○勤務先電話番号：

※ 通常返還開始希望年月の3か月前から前月末日までに提出してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与事業(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

15-14_20171001

機構からの情報提供について

機構のホームページとモバイルサイトから、随時情報提供をしています。ぜひご活用ください。

1. スカラネット・パーソナル

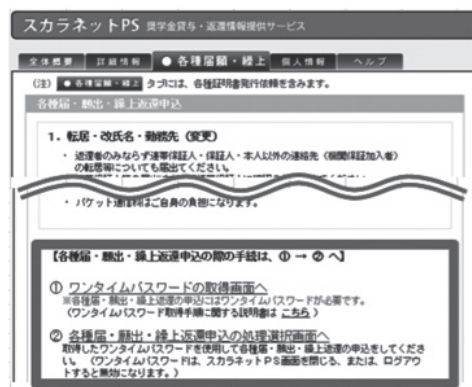
スカラネット・パーソナル（以下「スカラネットPS」という）とは、あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等の手続きを行うことができる機構の情報システムです。奨学金の貸与期間が終了した後は、インターネット上で転居・改姓・勤務先（変更）の届出や繰上返還の申込、在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出等を行うことができます。

なお、スカラネットPSのご利用には、ユーザーID、パスワード、奨学生番号が必要です。貸与中にユーザ登録がお済みでない場合は、73頁を参照し、新規登録の手続きを行なってください。

(1) スカラネットPSを活用すると

- ① あなた自身の奨学金情報を閲覧・確認することができます。
 - ア. 貸与中……奨学生番号、貸与期間、貸与月額、貸与総額（予定）、振込口座情報 等
 - イ. 返還中……奨学生番号、返還総額（元金）、返還残回数、返還残額（元金）、現在請求額、振替口座情報、名義人氏名 等
- ② 転居・改姓・勤務先（変更）届の提出ができます。
- ③ 在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出ができます。
- ④ 繰上返還の申込ができます。
- ⑤ 奨学金返還証明書の発行依頼ができます。
- ⑥ 奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願の作成・印刷ができます。

※上記②～⑤の提出等にあたっては、ログイン後の「各種届願・繰上」タブから進み、ワンタイムパスワードを取得する必要があります。（下記参照）



(2) スカラネットPSの利用可能時間

- ① 奨学金貸与・返還情報の閲覧……24時間可能
- ② 各種届出、在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出、繰上返還の申込、願出用紙の作成……午前8時～翌日午前1時

※システムメンテナンス等により、上記時間帯で利用できない場合には、スカラネットPSのトップ画面「お知らせボックス」にてお知らせします。

2. 日本学生支援機構（JASSO）のホームページ

トップページ・「奨学金」関係のページにおいて、随時様々な情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせには、まずホームページをご覧ください。

- アドレス <https://www.jasso.go.jp/>

寄附金募集のご案内

日本学生支援機構では、皆様から寄せられた学生支援寄附金をJASSO支援金および優秀学生顕彰として次代の社会を担う学生を支援するための事業に活用させていただいております。

本機構の理念や事業内容をご理解いただき、ぜひご協力をお願いします。

- ◆ 本機構への寄附金は、「特定公益増進法人」への寄附として、税制上の優遇措置が認められています。
- ◆ 寄附金についての詳細は、本機構のホームページをご覧ください。



https://www.jasso.go.jp/about/kihukin/shien_kifu.html
政策企画部 広報課 寄附金担当

スカラネット・パーソナルにご登録ください。

スカラネット・パーソナル(スカラネットPS)を初めてご利用いただく方は、
下記の手順に従い、新規登録の手続きを行なってください。

準備するもの：奨学生番号、奨学金の振込口座の口座番号

(※貸与終了後は、振替口座の口座番号)

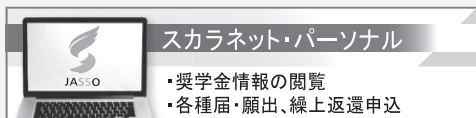
返還誓約書本人控または貸与奨学金返還確認票貼り付け欄(二つ折り、のりづけ)

1

スカラネットPSにアクセス

アクセス方法は、2つ

○日本学生支援機構のホームページ(<https://www.jasso.go.jp/>)にあるバナーをクリック



○スカラネットPSのアドレスを直接入力 <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

2

「ログイン・新規登録」ボタンをクリック

新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。



3

「新規登録」ボタンをクリック

スカラネットPS確認情報入力画面が表示されます。



4

確認情報を入力し、「送信」ボタンをクリック

奨学生番号、生年月日、性別、氏名(カナ)、振込口座の口座番号等を入力します。(※貸与終了後は、振替用口座の口座番号)

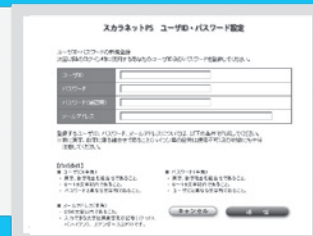
- 「スカラネット・パーソナル利用規約」を確認してください。
- 「スカラネット・パーソナル利用規約」に同意いただけない場合、スカラネットPSを利用することはできません。



5

ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。

ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録します。



登録完了

「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。

これで新規登録は完了です。

「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワードを使ってログインしてください。



電話による相談・届出先

日本学生支援機構 奨学金返還相談センター



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日8時30分～20時00分 (祝日・年末年始を除く)

- ※返還誓約書についてのご質問（保証人に関する照会等）は、在学する学校へお問い合わせください。
- ※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話は、専用ダイヤル：03-6743-6100をご利用ください。
- ※個人情報保護に関する取扱いに基づき、本人確認をさせていただいております。
- ※お問い合わせの際には、奨学生番号が必要です。
- ※奨学生本人（または連帯保証人・保証人）からお問い合わせください（これ以外の方からのお問い合わせにはお答えできない場合があります）。
- ※2019年4月以降は、月曜日～金曜日9時00分～20時00分となります。

	変更・届出項目	必要手続	提出方法
本人	引っ越しました	転居届→24頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX 電話
	電話番号（自宅・携帯等）が変わりました	転居届→24頁	
	氏名が変わりました	改氏名届→24頁	
	就職しました／勤務先が変わりました	勤務先(変更)届→24頁	
連帯保証人・保証人	連帯保証人、保証人の住所、電話番号が変わりました	転居届→24頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX 電話
	連帯保証人、保証人の氏名が変わりました	改氏名届→24頁	
	連帯保証人、保証人を変更したい	連帯保証人変更届→24頁、様式55頁 保証人変更届→24頁、様式56頁	郵便 <small>※届出+必要書類</small>
本人以外 の連絡先	「本人以外の連絡先」の氏名、住所、電話番号が変わりました	転居届→24頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX 電話
	「本人以外の連絡先」の人を変更したい	本人以外の連絡先（機関保証）変更届→25頁、様式59頁	郵便
返還手続	返還が滞りそうです（病気、災害、経済的事情等で）	奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願→27～38頁、様式65～70頁	郵便 <small>※願+必要書類+マイナンバー関係書類</small>
	繰上返還したい	繰上返還申込書→60頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX 電話
	複数の奨学金の返還期間を長くしたい	奨学金返還期間変更願→50～51頁、様式61頁	郵便
	振替用の口座を変更したい	振替用口座の変更→26頁	郵便 金融機関窓口
	進学（留年）しました	在学猶予願(スカラネット・パーソナル)→72～73頁 在学届(在学している学校)→62頁	スカラネット・パーソナル 在学している学校
返還明細	自分の返還残額を知りたい	スカラネット・パーソナル 電話	
	自分の金融機関情報を知りたい	スカラネット・パーソナル 電話	

- スカラネット・パーソナルについては72～73頁を参照してください。
- 詳しい提出先は53頁をご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/>

制度や様式の改正、手続きの説明、よくある質問(Q&A)について掲載しています。
各種届出用紙もダウンロードできます。